



東北大学における安全保障輸出管理

活動報告書

(平成 26 年度～平成 27 年度)

平成 28 年 3 月

国立大学法人東北大学

はじめに

東北大大学では、平成22年3月に安全保障輸出管理規程を制定して安全保障輸出管理を本学のコンプライアンス活動に組み込み、輸出管理体制の整備を行って、実効的な輸出管理の実践に格段の努力を傾注してきました。

このたび上梓しました「平成26年度及び平成27年度活動報告書」は、外為法に基づく該非判定及び取引審査の実績、普及啓発活動、リスト規制技術等の保有状況調査、定期監査の実施など本学の輸出管理に係る活動状況の全貌を取りまとめたものです。これまで毎年度の活動状況を学内外に公表し、関係者のご助言を仰ぎながら、本学の輸出管理の改善に努めてきました。本報告書につきましてもご高覧いただき、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

外為法に基づく安全保障輸出管理の要諦は、国際的な平和と安全の維持を妨げるおそれがあると認められる場合に、貨物の輸出又は技術の提供に際して、輸出管理当局の許可の仕組みを通じてそれを規制することにあります。

本学の教育研究活動の現況をみると、ワールドクラスへの飛躍を目指して、留学生の戦略的受入れ、海外機関との連携強化、研究成果の社会還元、国際産学連携の推進など教育・研究両面においてグローバル化を加速させています。一方、近年の国際情勢に目を転じれば、ミサイル発射事件やテロ事件など国際社会の平和と安全を脅かす事件が頻発するなか、大量破壊兵器等の開発に転用されるおそれのある機微技術の流出に万全を期すことが国際安全保障政策の重要な一部を形成しています。懸念国が狙う様々な機微技術を保有する大学の教育研究活動においても、安全保障輸出管理の「漏れ」を通じた機微技術の流出リスクが高まっており、輸出管理の厳格化が求められています。

輸出管理というと、とかくやらされ感を持ち、留学生や外国人研究員に対する指導が「取引」に該当することに違和感を強く持つ教職員も少なくありません。しかし、そもそも輸出管理は、教員各人の自由な教育研究活動を法的・社会的リスクから守るための手続です。懸念国であっても国籍等を理由に外国人を差別・排除する対応を行うものではなく、グローバルな教育研究活動を展開するために管理対象技術のリスクを審査・判定するツールなのです。

輸出管理の実践の場においては、組織的な技術管理の強化を行うことはもとより、規制対象となる技術内容を熟知する教員各人こそが主体的に「自らの研究に関して想定されるリスク」を認識した上で教育研究活動を律し、それを継続することが何より必要と考えています。今春、その「自らの研究に関して想定されるリスク」を認識するためのツールである「調査票」の様式を全面改訂して、教員各人が保有する機微性の高い貨物・技術に焦点を当てたアンケート調査を実施しました。教員各人において輸出管理の認識度は着実に向上しているものの、この調査を通じて、輸出管理に潜むリスクへの更なる主体的な思考の継続を期待しています。

末筆ではありますが、本報告書が本学における輸出管理の理解の一助となり、また、我が国
の大学における輸出管理の取組に些かなりとも役立てば幸いです。

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理統括責任者
副学長（法務コンプライアンス担当） 兵頭英治

東北大學における安全保障輸出管理

活動報告書

(平成26年度～平成27年度)

目 次

第1章 改善・充実のための取組み 1
第2章 判定手続等の取扱実績 2 6
第3章 調査 3 7
第4章 教育・普及啓発活動 3 8
第5章 監査 4 5
第6章 学外との連携活動等 5 5

資料

1. 国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程 6 1
2. 東北大学安全保障輸出管理体制図 6 9
(参考資料1－1) 本部責任者等名簿 (27. 3. 31現在) 7 0
(参考資料1－2) 本部責任者等名簿 (28. 3. 31現在) 7 1
(参考資料2－1) 委員会名簿 (27. 3. 31現在) 7 2
(参考資料2－2) 委員会名簿 (28. 3. 31現在) 7 4
(参考資料3) 委員会アドバイザーネーム簿 (28. 3. 31現在) 7 6
(参考資料4－1) 輸出管理アドバイザーネーム簿 (27. 3. 31現在) 7 7
(参考資料4－2) 輸出管理アドバイザーネーム簿 (28. 3. 31現在) 7 8
(参考資料5) 輸出管理担当者名簿 (28. 3. 31現在) 7 9
3. 基本フロー図 8 1
4. 判定手続のフロー図 8 2
5. 終了前確認チェックフロー図 8 3
6. 「安全保障輸出管理に関する教員全学講習会」(平成27年度教員全学講習会資料) 8 4

第1章 改善・充実のための取組み

本学における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」）に関する管理体制、手続、教育、監査等については、国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程（以下「規程」。資料1を参照。）により定められている。

規程第1条において、本学における輸出管理の目的について「国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与すること」と定めている。「国際的な平和及び安全の維持」という前段の目的は、我が国における輸出管理の根拠法となっている外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）第1条の規定を踏まえたものであり、後段の「学術研究の健全な発展」に本学における輸出管理の基本的な考え方が示されている。

国際的な平和及び安全の維持を目的とした外為法を遵守するとともに、本学の実情に即した輸出管理を行うことにより、教員等が過度な制約を受けることなく、かつ、外為法違反ないし社会的責任に問われることなく、安心して研究教育活動に専念できる環境を整えることが、本学における輸出管理の目的ということができる。

本学においては上記の基本的な考え方から、平成26年度～平成27年度についても、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」。資料2を参照。）における審議の過程を通じて、本学における輸出管理の改善・充実を図るため、様々な取組みを行ってきた。

以下、Iにおいて平成26年度～27年度に行った改善・充実のための種々の取組みのうち主なものを紹介し、また、IIにおいては委員会の開催・審議状況等を振り返り、本学の輸出管理の状況を報告する。

I. 改善・充実のための主な取組み

平成22年3月に安全保障輸出管理体制が発足して以降、様々な改善・充実のための取組みを実施してきている。平成26年度、平成27年度に行った取組みは以下のとおりである。

1. H P利便性の向上

本学における輸出管理に関する情報については、本学HP上に掲載（一部学内限定）しており、学内関係者においては、規程や通知及び各種様式等の閲覧、入手が可能であるが、平成26年度における監査での要望事項としても取り上げられていた外国人教員対しての利便性向上のため、英訳のコンテンツをHPに掲載した。

2. 調査票の改訂

調査については、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、所定の調査票に基づき、リスト規制技術等の保有状況等について調査を行うものと規程で定めている。（調査内容に

については、第3章 調査を参照のこと。)

平成26年度は、設問の簡素化（前年度に調査票を提出している者については、リスト規制改訂により規制が強化された貨物・技術についてのみ確認を行うこと）のほか、研究室における留学生や外国人研究者の輸出管理に関する手続き状況の確認について、調査票の設問とすることで、手続き漏れの防止を図った。（平成26年度第5回安全保障輸出管理委員会承認）

平成27年度は、研究テーマの申告、輸出管理対象取引（受入れ、輸出、国際共同研究等）の実施状況の把握及びリスト規制技術等のうち、比較的機微性の高い技術等の保有状況等について重点的に調査することによって、研究室におけるリスク度（機微性）と管理の現状を把握し、管理意識の向上を図ることを目的として、調査票の改訂を行った。（平成27年度第11回安全保障輸出管理委員会承認）

3. スーパーコンピュータシステム利用申請に係る手続きの運用開始

スーパーコンピュータシステム利用申請に当たっては、「外国籍の者」又は「外国機関所属の者」について、必要書類を徴取のうえ、安全保障輸出管理室で経済産業大臣への許可申請が必要か否かを確認し、許可申請を要する場合には安全保障輸出管理室が窓口となり申請することとし、この取扱いに係る細則の一部改正案を平成26年3月10日開催の委員会に諮り、承認を得た上で、統括責任者裁定により、同改正が成立。新たな取扱いが平成26年度の申請者より適用することとし、運用を開始した。

取扱い件数等については、第二章 判定手続等の取扱実績のとおりであるが、平成27年度には、上記手続きにより、許可申請が必要である旨を確認し、経済産業大臣への許可申請を行った案件が1件あった。

II. 安全保障輸出管理委員会の活動状況

平成26年度

1. 平成26年度第1回 安全保障輸出管理委員会（開催形式）

日時：4月28日（月）午後3時～午後4時

会場：エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

出席者：40名中35名（代理出席含む）

審議事項：

- ①平成25年第11回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成25年度第11回安全保障輸出管理委員会（3月10日（月）開催）の議事録（案）について審議し、承認した。

- ②委員の委嘱について

委員会の委嘱について以下のとおり説明があり、審議の結果、承認した。

・工学研究科・吉見教授を国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程第15条第4号に定める「その他委員会が必要と認めた者」として委員に委嘱すること及び副委員長に指名したいこと。

- ③委員会アドバイザーの委嘱について

委員会アドバイザーの委嘱について以下のとおり説明があり、審議の結果、承認した。

・3月に副委員長を退任の大町教授（工学研究科）を新たに委員会アドバイザーに委嘱すること。

報告事項：

- ①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…23件
・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…9件

- ②その他

- 1) 組織改編に伴う、安全保障輸出管理規程の一部改正について

組織改編に伴う、安全保障輸出管理規程の一部改正について、以下のとおり報告があった。

・高等教育開発推進センター、国際高等研究教育機構及び国際交流センターを輸出管理対象部局から除外、ノベーション戦略推進本部を対象部局に追加。法務・コンプライアンス推進部長を総務企画部長、法務・コンプライアンス部コンプライアンス推進課長を総務企画部コンプライアンス推進課長、総務部人事課長を人事企画部人

事給与課長にあらため、委員構成を改正（いずれも4月1日付け）。

2) 組織改編に伴う、安全保障輸出管理細則の一部改正について

組織改編に伴う、安全保障輸出管理細則の一部改正について、以下のとおり報告があつた。

- ・国際教育院、教養教育院を輸出管理対象部局から除外（4月1日付け）。知の創出センターを輸出管理対部局に追加（平成25年10月16日付け）。

3) 平成26年度定期教育の実施について

教員全学講習会及び実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会を以下のとおり開催し、委員及び輸出管理アドバイザーの協力の下、多数の参加者をもって盛況裡に終了した旨等報告があつた。

- ・教員全学講習会：4月3日（木）【工学部地区】、4月14日（月）【片平地区】、4月14日（月）【北青葉山地区】及び4月15日（火）【星陵・雨宮地区】
- ・実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会：4月22日（火）
- ・下半期は11月頃の開催を予定しており、上半期に出席できなかった委員においては、下半期に出席いただきたいこと。

4) 平成26年度の主な予定について

平成26年度の本委員会の主な予定について、以下のとおり報告があつた。

- ・会議形式の本委員会を4回（4月、6月、10月、平成27年3月）開催。なお、他の月については書面審議形式により開催予定。
- ・6月の委員会終了後、引き続き輸出管理アドバイザー研修会を開催。
- ・9月から10月にかけて、定期監査を実施。
- ・11月頃から1月頃までにかけて、定期監査の結果を踏まえ、更なる管理体制の見直しに向けた検討に着手。
- ・リスト規制の改訂があった場合には、調査票に基づく調査を実施。

2. 平成26年度第2回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

日時：5月23日（木）～5月27日（水）

回答者：40名中37名

審議事項：

- ①平成26年度第1回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成26年度第1回安全保障輸出管理委員会（4月28日（月）開催）の議事録（案）について審議し、承認した。

②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・国連武器禁輸国・地域からの受入れ…1件
- ・懸念国からの受入れ…1件
- ・懸念国、外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制に該当するため、経済産業大臣の許可を取得することを条件に取引承認と判定した案件…1件
- ・リスト規制に該当するものの、ホワイト包括許可の適用により、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…2件
- ・リスト規制に該当するものの、特例適用により、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…2件
- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…11件
- ・同一貨物の再輸出について、引き続きリスト規制に該当するため、経済産業大臣の許可の取得を条件に取引承認と判定した案件…1件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当するものの、特例の適用により取引承認と判定した案件…1件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…9件
- ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…74件

3. 平成26年度第3回 安全保障輸出管理委員会（開催形式）

日時：6月26日（木）午後3時～午後3時45分

場所：エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

出席者：40名中36名（代理出席含む）

審議事項：

①平成26年度第2回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成26年度第2回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について

審議し、承認した。

②安全保障輸出管理に関する監査の基本方針の一部改正（案）について

安全保障輸出管理に関する監査の基本方針の一部改正（案）について審議し、承認した。改正内容は以下のとおり。

- ・二次監査の教員ヒアリングにおける本部側の対応者として委員長及び安全保障輸出管理室に加え、副委員長の同席を可能とすること。

③平成26年度定期監査実施計画（案）について

平成26年度定期監査実施計画（案）について審議し、承認した。実施計画の主要内容は以下のとおり。

- ・一次監査（書面監査）：9月上旬から中旬にかけてすべての輸出管理対象部局を対象として実施。
- ・二次監査（実地監査）：①9月下旬から10月中旬にかけて、15部局（文学研究科、理学研究科、医学系研究科、金属材料研究所、加齢医学研究所、東北アジア研究センター、電子光物理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、学術資源研究公開センター、教育情報基盤センター、サイバーサイエンスセンター、動物実験センター、遺伝子実験センター、原子分子材料科学高等研究機構、東北メディカルメガバンク機構）を対象として実施、②過去に委員会審査案件の申請があった部局のうち、平成26年9月1日現在、継続して研究指導等を実施している部局については、事務職員ヒアリングのほか、教員ヒアリングを実施、③昨年度の二次監査で「不適切事項」との評価が付された部局のうち、今年度の一次監査の結果、指摘事項に対応する対応が未実施であることが確認された部局も二次監査の対象とする。
- ・委員会による監査報告書（案）の内容確認：10月下旬
- ・二次監査結果通知：平成26年11月下旬

④該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・懸念国、外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…2件

報告事項：

①平成25年度活動報告書（案）について

活動報告書（案）について、以下のとおり報告があった。

- ・本報告書案は、管理室において作成した原案について、委員長及び副委員長と協議して作成したものであること。構成は以下のとおり。
①改善・充実のための取組み、②判定手続等の取扱実績、③調査、④教育・普及啓発活動、⑤監査、⑥学外との連携活動等、⑦その他資料

②委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制に該当するものの、ホワイト包括許可の適用により、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…1件
- ・リスト規制に該当するものの、特例（少額特例）の適用により、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…1件
- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…9件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…16件
- ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…16件（うち1件ホワイト包括許可適用）

4. 平成26年度第4回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

期間：7月31日（木）～8月5日（火）

回答者：40名中34名

審議事項：

①平成26年度第3回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成26年度第3回安全保障輸出管理委員会（6月26日（木）開催）の議事録（案）
について審議し、承認した。

②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・懸念国・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件

※但し、輸出貨物については、輸出時点の最新法令に従い、リスト規制に該当しないことを再度確認する。

- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件

報告事項：

①国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程の一部改正について

組織改編に伴う、安全保障輸出管理規程の一部改正について、以下のとおり報告が
あった。

- ・高等研究機構の設置に伴い、同機構を新たに輸出管理対象部局として追加したこと
(7月1日付け)。

②平成26年度定期監査実施計画の一部改正について

平成26年度定期監査実施計画の一部改正について、以下のとおり報告があった。

- ・教育情報基盤研究センターから申請された委員会審査案件が取引終了に至ったことに伴い、二次監査の対象部局から同センターを削除したこと。

③委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制に該当するものの、特例の適用により、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…1件
- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…15件
- ・同一貨物の再輸出について、引き続きリスト規制に該当するものの、特例の適用により取引承認と判定した案件…1件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…29件
- ・懸念先からの訪問者の受入れについて、公知の技術の範囲内で技術提供を実施する旨の受入れ教員からの誓約書が提出されていることをもって、取引承認と部局において、事前確認した案件…2件
- ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…6件

④その他

1) 安全保障輸出管理委員会委員等の一部変更について

7月1日付け人事異動に伴う委員または輸出管理担当者の変更について、資料に基づき報告があった。

5. 平成26年度第5回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

期間：9月30日（火）～10月3日（金）

回答者：40名中36名

審議事項：

①平成26年度第4回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成26年度第4回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。

②調査票の改訂について

調査票の改訂について審議し、承認した。

③該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・懸念国、外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件

報告事項：

①平成26年度定期監査実施計画の一部改正について

平成26年度定期監査実施計画の一部改正について、以下のとおり報告があった。

- ・4月1日付けで、高度教育・学生支援機構が設置されたことに伴い、同機構について二次監査を実施することになったこと。

②平成26年度定期教育の実施について

教員全学講習会及び実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会の実施について、以下のとおり開催する予定である旨の報告があった。

- ・教員全学講習会：10月3日（金）【工学部地区】、11月4日（火）【北青葉山地区】及び【星陵・雨宮地区】、11月13日（木）【片平地区】
- ・実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会：11月14日（金）

③委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…28件
- ・同一貨物の再輸出について、引き続きリスト規制に該当するものの、特例の適用により取引承認と判定した案件…1件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…30件
- ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…6件

④外国ユーザーリストの改訂について

9月17日付けの外国ユーザーリストの改訂について、報告があった。

⑤ロシア連邦に対する武器等の輸出制限の厳格化について

ロシアを仕向地とするリスト規制該当貨物及び技術等の輸出禁止について、報告があった。

6. 平成26年度第6回 安全保障輸出管理委員会（開催形式）

期間：10月27日（月）午後1時30分～午後2時30分

回答者：40名中34名（代理出席含む）

審議事項：

①平成26年度第5回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成26年度第5回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。

②平成26年度定期監査報告書（案）について

平成26年度定期監査報告書（案）について審議し、承認した。（内容は、「第5章監査」Ⅱ.に記載のとおり。）

③該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・国連武器禁輸国・地域からの受入れ…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…12件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当するものの、ホワイト包括許可の適用により取引承認と判定した案件…1件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…18件
- ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…3件

②その他

1) 外国におけるノートパソコンの盗難事故について

外国におけるノートパソコンの盗難事故について、以下のとおり報告があった。

- ・9月、本学の教員が外国（スイス・ドイツ）出張中にノートパソコンの盗難にあつたため、部局管理責任者から全学管理責任者あて当該事故の概要のほか、安全保障輸出管理上の部局判定結果等について通報があつたこと。
- ・通報の内容から、学内手続の漏れはなく、また、盗難にあつた情報は全て人文社会科学分野の研究活動にかかわるものであり、リスト規制非該当であることから、法令違反もなかつたことを本部（安全保障輸出管理室）において確認し、その旨を全学管理責任者及び統括責任者に報告したこと。

2) 教員全学講習会等の開催について

教員全学講習会及び実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会をそれぞれ以下のとおり開催する予定である旨の報告があつた。

- ・教員全学講習会：10月4日（金）【工学部地区】（実施済）、11月14日（木）
【片平地区】、11月22日（金）【北青葉山地区】、11月25日（月）【星陵・雨宮地区】
- ・実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会：11月15日（金）

7. 平成26年度第7回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

期間：12月19日（金）～12月24日（水）

回答者：40名中35名

審議事項：

①平成26年度第6回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成26年度第6回安全保障輸出管理委員会（10月27日（月）開催）の議事録（案）について審議し、承認した。

②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・懸念国からの受入れ…1件
- ・懸念国・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れにかかる提供技術の一部変更 …1件
- ・懸念国・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件
- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ（採用）…1件
- ・懸念国・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れにかかる指導教員の変更…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制に該当するものの、特例の適用により経済産業大臣の許可を要さず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…3件
- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…37件
- ・同一貨物の再輸出について、リスト規制するものの、ホワイト包括許可の適用により、取引承認と判定（本部確認）した案件…1件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…32件

②教員全学講習会等の開催について

教員全学講習会及び実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会を以下のとおり開催し、委員及び輸出管理アドバイザーの協力の下、多数の参加者をもって終了した旨

等報告があった。

- ・教員全学講習会：10月3日（金）【工学部地区】、11月13日（木）【片平地区】
11月4日（火）【北青葉山地区】、11月4日（火）【星陵・雨宮地区】
- ・実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会：11月14日（金）

8. 平成26年度第8回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

期間：1月15日（木）～1月20日（火）

回答者：40名中30名

審議事項：

- ①平成26年度第7回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成26年度第7回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。

- ②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・懸念国・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件
- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件

報告事項：

- ①国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程の一部改正について

組織改編に伴う、安全保障輸出管理規程の一部改正について、以下のとおり報告があった。

- ・国際連携推進機構の設置に伴い、同機構を新たに輸出管理対象部局として追加したこと（10月1日付け）。

- ②委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…13件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…5件
- ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…3件
- ・全学管理責任者裁定により、リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定したもの…1件

③国費外国人留学生の受入れに係る外務省からの照会について

国費外国人留学生の受入れに係る外務省からの照会案件について、その概要及び留意点等について報告があった。

9. 平成26年度第9回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

期間：2月17日（火）～2月20日（金）

回答者：40名中35名

審議事項：

①平成26年度第8回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成26年度第8回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。

②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・懸念国からの受入れ…1件
- ・懸念国からの受入れ（採用）…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…22件
- ・リスト規制に該当するものの、ホワイト包括許可の適用により、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…1件
- ・リスト規制に該当するものの、特例適用により取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…1件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…21件
- ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…1件

10. 平成26年度第10回 安全保障輸出管理委員会（開催形式）

日時：3月13日（金）午後3時00分～午後4時00分

場所：エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

出席者：40名中31名（代理出席含む）

審議事項：

①平成26年度第9回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成25年度第9回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について
審議し、承認した。

②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件

・国連武器禁輸国・地域からの受入れにおける指導教員の変更…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

・リスト規制に該当するものの、特例適用により取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…1件

・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…17件

・同一貨物の再輸出について、リスト規制するものの、特例の適用により、取引承認と判定（本部確認）した案件…1件

・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…9件

・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…1件

・懸念先からの訪問者の受入れについて、公知の技術の範囲内で技術提供を実施する旨の受入れ教員からの誓約書が提出されていることをもって、取引承認と部局において、事前確認した案件…2件

②国費外国人留学生の受入れに係る外務省からの照会について

国費外国人留学生の受入れに係る外務省からの照会案件について、その概要及び留意点等について再報告があった。

③外国ユーザーリスト掲載機関の確認について

外国ユーザーリスト掲載機関を確認する際の留意点等について説明があった。

④教員全学講習会等の開催日程

教員全学講習会及び実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会をそれぞれ以下のとおり開催する予定である旨の報告があった。

・教員全学講習会：4月3日（金）【工学部地区】、4月17日（金）【片平地区】、【北青葉山地区】、【星陵・雨宮地区】※下半期も開催予定

・実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会：4月22日（火）※下半期も開催予定

平成27年度

1. 平成27年度第1回 安全保障輸出管理委員会（開催形式）

日時：4月30日（木）午後3時～午後4時

会場：エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

出席者：41名中36名（代理出席含む）

審議事項：

①平成26年第10回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成26年度第10回安全保障輸出管理委員会（3月13日（金）開催）の議事録（案）について審議し、承認した。

②委員会アドバイザーの委嘱について

委員会アドバイザーの委嘱について以下のとおり説明があり、審議の結果、承認した。

・3月に委員長を退任の佐々木教授（金属材料研究所）を新たに委員会アドバイザーに委嘱すること。

③該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

・懸念国、外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ（採用）…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

・リスト規制に該当するものの、特例適用により、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…1件

・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…26件

・同一貨物の再輸出について、引き続きリスト規制に該当するものの、少額特例の適用により取引承認と判定した案件…3件

・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…17件

・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…8件

②その他

1) 国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程の一部改正について

組織改編に伴う、安全保障輸出管理規程の一部改正について、以下のとおり報告があつた。

- ・国際高等研究教育院を輸出管理対象部局から削除、学位プログラム推進機構を対象部局に追加。(いずれも4月1日付け)。

2) 国費外国人留学生受入れに係る外務省からの照会について

外務省からの照会に対する対応について報告があり、受入内諾時の手続履行の徹底について、協力要請があつた。

3) 教員全学講習会の実施について

教員全学講習会及び実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会を以下のとおり開催し、委員及び輸出管理アドバイザーの協力の下、多数の参加者をもって盛況裡に終了した旨等報告があつた。

- ・教員全学講習会：4月3日（金）【工学部地区】、4月17日（金）【片平地区】、4月17日（金）【北青葉山地区】及び【星陵・雨宮地区】
- ・実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会：4月22日（水）
- ・下半期は11月頃の開催を予定しており、上半期に出席できなかった委員における下期に出席いただきたいこと。

4) 平成27年度の主な予定について

平成27年度の本委員会の主な予定について、以下のとおり報告があつた。

- ・会議形式の本委員会を4回（4月、6月、10月、平成28年3月）開催。なお、他の月については書面審議形式により開催予定。
- ・6月の委員会終了後、引き続き輸出管理アドバイザー研修会を開催。
- ・9月から10月にかけて、定期監査を実施。
- ・11月頃から1月頃までにかけて、定期監査の結果を踏まえ、更なる管理体制の見直しに向けた検討に着手。
- ・リスト規制の改訂があった場合には、調査票に基づく調査を実施。

2. 平成27年度第2回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

日時：5月28日（木）～6月2日（火）

回答者：41名中38名

審議事項：

①平成27年度第1回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成27年度第1回安全保障輸出管理委員会（4月30日（木）開催）の議事録（案）について審議し、承認した。

②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・懸念国、外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ（採用）…1件
- ・懸念国、国連武器禁輸国・地域からの受入れ（採用）…1件
- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…2件
- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ（採用）…1件

3. 平成27年度第3回 安全保障輸出管理委員会（開催形式）

日時：6月25日（木）午後3時～午後3時45分

場所：エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

出席者：41名中34名（代理出席含む）

審議事項：

①平成27年度第2回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成27年度第2回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。

②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…3件

報告事項：

①非ホワイト国の軍事又は国防関連機関の取扱いについて

非ホワイト国の軍事又は国防関連機関との取引について以下のとおり報告があった。
・当該機関からの受入れについては、キャッチオール規制の観点から懸念の有無を慎重に確認する必要があるため、懸念先同様の審査・判定を実施することとしたこと。

②委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制に該当するため、経済産業大臣の許可を取得することを条件取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…1件
- ・リスト規制に該当するものの、特例（少額特例）の適用により、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…1件
- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…14件

- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…8件
- ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…4件（うち1件ホワイト包括適用）
- ・懸念先からの訪問者の受入れについて、公知の技術の範囲内で技術提供を実施する旨の受入れ教員からの誓約書が提出されていることを持って、取引承認と部局において、事前確認した案件…1件

③活動報告書の作成・公表の延期について

活動報告書の作成・公表について、延期することについて、「活動報告書に関する了解事項」の記2. の定めに基づき報告があった。

4. 平成27年度第4回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

期間：7月29日（水）～7月31日（金）

回答者：41名中37名

審議事項：

①平成27年度第3回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成27年度第3回安全保障輸出管理委員会（6月25日（木）開催）の議事録（案）について審議し、承認した。

②平成27年度定期監査実施計画（案）について

平成27年度定期監査実施計画（案）について審議し、承認した。実施計画の主な内容は以下のとおり。

- ・一次監査（書面監査）：9月上旬から中旬にかけてすべての輸出管理対象部局を対象として実施。
- ・二次監査（実地監査）：①9月下旬から10月中旬にかけて、7部局（歯学研究科、薬学研究科、農学研究科、生命科学研究科、流体科学研究所、多元物質科学研究所、学際フロンティア研究所）を対象として実施、②7部局のうち3部局については、事務職員ヒアリングのほか、教員ヒアリングを実施、③昨年度の二次監査で「不適切事項」との評価が付された部局のうち、今年度の一次監査の結果、指摘事項に対応する対応が未実施であることが確認された部局も二次監査の対象とする。
- ・委員会による監査報告書（案）の内容確認：10月下旬
- ・二次監査結果通知：平成27年11月上旬

③該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…2件

- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ（採用）…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…17件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…17件
- ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…2件

5. 平成27年度第5回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

期間：9月25日（金）～10月5日（月）

回答者：41名中37名

審議事項：

①平成27年度第4回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成27年度第4回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。

②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・国連武器禁輸国・地域からの受入れ…2件
- ・懸念国、外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ（採用）…2件
- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…3件
- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ（採用）…1件

報告事項：

①技術情報の盗難に係る通報について

所属学生がイスにおいて盗難にあったため、当該学生の指導教員から部局管理責任者を経由して全学管理責任者に対して通報が行われたことについて、報告があった。

②委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制に該当するものの、特例の適用により、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…1件
- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本

部確認) した案件…22件

- ・同一貨物の再輸出について、引き続きリスト規制に該当することから、経済産業大臣の許可取得を条件に取引承認と判定（本部確認）した案件…1件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…28件
- ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…4件
- ・懸念先からの特別訪問研修生の受入れについて、公知の技術の範囲内で技術提供を実施する旨の受入れ教員からの誓約書が提出されていることを持って、取引承認と部局において、事前確認した案件…20件

6. 平成27年度第6回 安全保障輸出管理委員会（開催形式）

期間：10月30日（月）午後3時～午後3時50分

回答者：41名中32名（代理出席含む）

審議事項：

①平成27年度第5回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成27年度第5回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。

②平成27年度定期監査報告書（案）について

平成27年度定期監査報告書（案）について審議し、承認した。（内容は、「第5章監査」Ⅱ. に記載のとおり。）

③該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・懸念国からの受入れ（研究テーマ変更）…1件
- ・懸念国、外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件
- ・懸念国からの受入れ…1件
- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ（採用）…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…25件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…6件

- ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…6件
- ・懸念先からの特別訪問研修生の受入れについて、公知の技術の範囲内で技術提供を実施する旨の受入れ教員からの誓約書が提出されていることをもって、取引承認と部局において、事前確認した案件…1件

②その他

1) 教員全学講習会等の開催について

教員全学講習会及び実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会をそれぞれ以下とのおり開催する予定である旨の報告があった。

- ・教員全学講習会：10月5日（月）【工学部地区】（実施済）、11月13日（金）【片平地区】、11月13日（金）【北青葉山地区】、11月17日（火）【星陵・雨宮地区】
- ・実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会：11月26日（木）

7. 平成27年度第7回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

期間：11月30日（月）～12月2日（水）

回答者：40名中37名

審議事項：

①平成27年度第6回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成27年度第6回安全保障輸出管理委員会（10月30日（金）開催）の議事録（案）について審議し、承認した。

②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ（テーマ変更）…1件
- ・懸念国・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ（採用）…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制に該当するものの、特例の適用により取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…2件
- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…14件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…10件

- ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…4件（うち1件ホワイト包括許可適用）
- ・懸念先からの特別訪問研修生の受入れについて、公知の技術の範囲内で技術提供を実施する旨の受入れ教員からの誓約書が提出されていることをもって、取引承認と部局において、事前確認した案件…1件

②技術情報の盗難に係る通報について

所属教員がイタリアにおいて盗難にあったため、部局管理責任者を経由して全学管理責任者に対して通報が行われたことについて、報告があった。

③教員全学講習会等の開催について

教員全学講習会及び実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会を以下のとおり開催し、委員及び輸出管理アドバイザーの協力の下、多数の参加者をもって終了した旨等報告があった。

- ・教員全学講習会：10月5日（月）【工学部地区】（実施済）、11月13日（金）【片平地区】、11月13日（金）【北青葉山地区】、11月17日（火）【星陵・雨宮地区】
- ・実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会：11月26日（木）

④安全保障輸出管理委員会委員名簿について

委員名簿について、委員の役職の変更等について報告があった。

8. 平成27年度第8回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

期間：12月8日（火）～12月10日（木）

回答者：40名中30名

審議事項：

①平成27年度第7回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成27年度第7回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。

②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、経済産業大臣の許可が得られた場合には取引を承認する（許可申請必要）として承認した。

- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・軍事・国防関連機関の在籍歴のある相手先の受入れに係る事前審査及び本部判定について、全学管理責任者裁定により役務取引許可申請を要すると判定した案件

…1件

9. 平成27年度第9回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

期間：12月21日（月）～12月24日（木）

回答者：40名中35名

審議事項：

- ①平成27年度第8回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成27年度第8回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。

- ②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件
- ・軍事・国防関連からの受入れ…1件
- ・外国ユーザーリスト掲載機関におけるセミナーの実施…1件

報告事項：

- ①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制に該当するものの、特例の適用により、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…1件
- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…17件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…8件
- ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…2件
- ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、役務取引許可の取得を要すると本部確認した案件…1件

10. 平成27年度第10回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

期間：1月19日（火）～1月21日（木）

回答者：40名中32名

審議事項：

①平成27年度第9回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成27年度第9回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について
審議し、承認した。

②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

・国連武器禁輸国・地域からの受入れ…2件

・懸念国、国連武器禁輸国・地域からの受入れ…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

・リスト規制に該当するものの、ホワイト包括許可の適用により、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…1件

・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…18件

・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…9件

・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…2件

・懸念先からの特別訪問研修生の受入れについて、公知の技術の範囲内で技術提供を実施する旨の受入れ教員からの誓約書が提出されていることをもって、取引承認と部局において、事前確認した案件…1件

11. 平成27年度第11回 安全保障輸出管理委員会（開催形式）

日時：3月22日（火）午後3時00分～午後3時40分

場所：エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

出席者：40名中29名（代理出席含む）

審議事項：

①平成27年度第10回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成27年度第10回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について
審議し、承認した。

②調査票（細則別記様式）の改正について

調査票の改正について、改正理由及び改正点について説明があった後、採否を諮り
審議の結果、承認された。

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制に該当するものの、特例適用により取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…1件
- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…42件
- ・同一貨物の再輸出について、リスト規制するものの、特例の適用により、取引承認と判定（本部確認）した案件…1件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…21件
- ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…5件
- ・懸念先からの特別訪問研修生等の受入れについて、公知の技術の範囲内で技術提供を実施する旨の受入れ教員からの誓約書が提出されていることをもって、取引承認と部局において、事前確認した案件…2件

②国費外国人留学生の受入れに係る外務省からの照会について

国費外国人留学生の受入れに係る外務省からの照会案件について、学内審査書類の送付依頼があったことについて報告があった。

③教員全学講習会等の開催日程

教員全学講習会及び実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会をそれぞれ以下とのおり開催する予定である旨の報告があった。

- ・教員全学講習会：4月5日（火）【工学部地区】、5月13日（金）【片平地区】、【北青葉山地区】、【星陵・雨宮地区】※下半期も開催予定
- ・実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会：5月31日（火）※下半期も開催予定

第2章 判定手続等の取扱実績

この章では、本学の管理体制のうち、特にその要ともいえる判定手続等認の取扱実績を件数ベースで説明する。

なお、本学では、取引の懸念性の度合いに応じて、求める判定手続等の構成及び判定権限のレベルが異なり、大きく3つに分類できることから、取扱実績はこの懸念性の度合いに応じた3つの分類に区分して記載することとする。まず、本学における判定手続等の構成及びフロー(手続の流れ)を時系列順に簡単に説明する。

I. 判定手続等の構成及びフロー

1. 取引の開始前

①判定手続の構成

1) 事前確認

取引の懸念性の度合いを確認し、その後の手続の有無及び内容を判定するスクリーニングのための手続。

2) 評議非判定

提供する技術又は輸出する貨物がリスト規制に該当するか否かを判定する手続。常に、取引審査とセットで行う。

3) 取引審査

該非判定の結果を踏まえ、特例適用の有無又は取引の相手先・用途における懸念の有無を確認した上で、取引の承認の可否(承認の場合における許可申請の要・不要を含む)を審査する手続。常に、該非判定とセットで行う。

②判定手続のフロー

資料4(判定手続のフロー図)のとおり、取引の相手先及び提供技術・輸出貨物の内容により、判定手続の構成及び判定権限のレベルが異なり、大きく以下の3つに分類している。

1) 懸念性が低い場合(管理レベルが低い場合)

資料4の図4箇所に相当する取引。取引の相手先がホワイト国又は非ホワイト国(懸念先以外)の場合であって、部局の事前確認において、提供技術が例外規定に該当すること若しくは輸出貨物が非該当証明書を取得済みであることを確認した場合、又は懸念先からの訪問者等の受入れに関し公知の範囲内での技術提供である旨の誓約があった場合には、部局判定限りで取引を承認し、その結果を本部(安全保障輸出管理室)に届け出る。

ただし、非該当証明書を取得済みの貨物輸出に限り、取引前に本部における内容確認を得る必要がある。

2) 懸念性が比較的高い場合（管理レベルが中程度の場合）

資料4の~~■~~箇所に相当する取引。取引の相手先がホワイト国又は非ホワイト国（懸念先以外）の場合であって、提供技術が例外規定に該当しない場合又は輸出貨物が非該当証明書取得済みでない場合には、部局で事前確認のほか該非判定及び取引審査を行い、取引審査でキャッヂオール規制上の懸念情報が確認されない限り、部局判定限りで取引を承認し、その結果を本部に届け出る。

また、この場合には、すべての取引について取引前に本部における内容確認を得る必要があるほか、取引審査でキャッヂオール規制上の懸念情報が確認された場合には、さらに本部判定により、安全保障輸出管理委員会及び統括責任者の審査を受ける必要がある。

3) 懸念性が高い場合（管理レベルが高い場合）

資料4の~~■~~箇所に相当する取引。取引の相手先が懸念先の場合には、提供技術又は輸出貨物の内容如何に関わらず、すべて部局で事前確認のほか該非判定及び取引審査を行い、さらに本部判定により、安全保障輸出管理委員会及び統括責任者の審査を受ける必要がある。

2. 判定手続の終了後

①再判定手続の構成

上記1. の判定手続を終えて取引を開始するまでの間、又は取引を開始した後、以下に該当する場合には改めて上記1. の判定手続を行う。

- 1) 提供技術・輸出貨物の内容に追加又は変更がある場合
- 2) 受け入れた留学生等の所属大学・研究機関又は学位取得大学が新たに外国ユーザーリストに掲載された場合、又は国籍を有する国が新たに懸念国若しくは国連武器禁輸国・地域に指定された場合

3. 取引の終了前

①終了前確認の構成

- 1) 終了前確認

上記1. の判定手続又は上記2. の再判定手続を経て受け入れた留学生・外国人研究者について、受入期間（判定手続における審査の対象期間）終了後の進路先が確定した場合には、受入者である教員等は、原則として終了予定日の遅くとも1月前までに、資料5（終了前確認チェックフロー図）に従い終了前確認を行う。

また、終了前確認の結果、所定の要件に該当した場合（「確認終了」に至らなかつた場合）には、下記2）により懸念先確認又は下記3）により判定手続を行う必要がある。

- 2) 懸念先確認

上記1)による終了前確認の結果、受入期間が終了する予定の留学生・外国人研究者が、懸念先として受け入れた者で、提供技術の内容が受入前に審査したものから追加又は変更が無く、また、貨物の持ち帰りも無い場合(資料5の)には、部局において内容を確認の上、その結果を本部に届け出る。

3) 判定手続

上記1)による終了前確認の結果、受入期間が終了する予定の留学生・外国人研究者が、次のいずれかに該当する場合には、部局で事前確認のほか該非判定及び取引審査を行った上、その結果を本部に届け出るか、本部判定により、安全保障輸出管理委員会及び統括責任者の審査を受ける必要がある。

- ・懸念先以外から受け入れた者で、終了後の進路先が懸念先である場合(資料5の)
- ・懸念先以外から受け入れた者で、終了後の進路先が懸念先でないものの提供技術の内容が受入前に審査したものから追加又は変更がある場合(資料5の)、若しくは貨物の持ち帰りがある場合(資料5の)
- ・懸念先として受け入れた者で、提供技術の内容が受入前に審査したものから追加又は変更がある場合(資料5の)、若しくは貨物の持ち帰りがある場合(資料5の)

②終了前確認のフロー

資料5(終了前確認チェックフロー図)のとおり。

II. 取扱実績

1. 判定手続の取扱実績

平成26年度、平成27年度の判定手続の取扱実績は、以下のとおり。

判定手続の取扱実績

●ホワイト国・非ホワイト国(懸念先以外)を相手先とする取引

	平成26年度	平成27年度
事前確認限りで取引を承認した案件	567	647
貨物の輸出(非該当証明書)	13	12
技術の提供・受入れ(例外規定)	554	635

	平成26年度	平成27年度
該非判定・取引審査により取引を承認した案件	201	208
貨物の輸出	182	200
(内訳) 輸出許可取得必要	2	3
ホワイト包括許可適用	3	3
輸出許可取得不要	177	194
技術の提供・受入れ	19	8
(内訳) 役務取引許可取得必要	0	0
ホワイト包括許可適用	0	0
役務取引許可取得不要	19	8

	平成26年度	平成27年度
同一貨物の再輸出として取引を承認した案件	198	147
(内訳) 輸出許可取得必要	1	2
ホワイト包括許可適用	3	0
輸出許可取得不要	194	145

●懸念先を相手先とする取引

	平成26年度	平成27年度
該非判定・取引審査により取引を承認した案件	30	64
委員会及び統括責任者の決裁により承認した案件(e+f)	21	33
e.貨物の輸出(輸出許可取得不要)	1	0
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	1	0
懸念国	0	0
国連武器禁輸国・地域	0	0
その他	0	0
f.技術の提供・受入れ(研究テーマの変更を含む)	20	33
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	13	24
軍事・国防関連機関	0	1
懸念国	4	4(5)
国連武器禁輸国・地域	3	4(2)
全学管理責任者の裁定により承認した案件(g+h)	3	2
g.貨物の輸出(輸出許可取得不要)	1	0
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	0	0
懸念国	1	0
国連武器禁輸国・地域	0	0
h.技術の提供・受入れ(役務取引許可取得不要)	2	2
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	1	1
軍事・国防関連機関	0	1
懸念国	1	0
国連武器禁輸国・地域	0	0
事前確認により取引を承認した案件	6	29
受入れ(役務取引許可取得不要)	6	29
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	4	26
軍事・国防関連機関	0	1
懸念国	0	1
国連武器禁輸国・地域	2	1

()内は重複分
未カウント

●スーパーコンピュータ利用申請

	平成26年度	平成27年度
居住性等を確認した案件	124	48
(内訳) 役務取引許可申請必要	0	1
(内訳) ホワイト包括許可適用	1	1
(内訳) 役務取引許可取得不要	123	46

平成26年度判定手続の取扱実績【月別】

●ホワイト国・非ホワイト国(懸念先以外)を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事前確認限りで取引を承認した案件(a+b)	28	28	57	51	39	73	32	52	50	89	26	42	567
a.貨物の輸出(輸出許可取得不要)	3	0	0	0	0	2	0	1	0	6	1	0	13
b.技術の提供・受入れ(役務取引許可取得不要)	25	28	57	51	39	71	32	51	50	83	25	42	554

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
該非判定・取引審査により取引を承認した案件(c+d)	17	16	14	17	13	19	14	19	25	18	17	12	201
c.貨物の輸出	14	16	12	17	18	12	19	20	14	16	12	12	182
(内訳) 輸出許可取得必要	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ホワイト包括許可適用	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
輸出許可取得不要	12	14	11	17	12	18	12	19	20	14	16	12	177
d.技術の提供・受入れ	3	0	2	0	1	1	2	0	5	4	1	0	19
(内訳) 役務取引許可取得必要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ホワイト包括許可適用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役務取引許可取得不要	3	0	2	0	1	1	2	0	5	4	1	0	19

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
同一貨物の再輸出として取引を承認した案件	15	10	19	24	14	28	22	15	10	19	13	9	198
(内訳) 輸出許可取得必要	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ホワイト包括許可適用	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	3
輸出許可取得不要	14	10	19	24	14	28	21	14	10	19	12	9	194

●懸念先を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	12月	1月	2月	3月	合計
	4.28開催 書面審議	6.26開催 書面審議	書面審議	書面審議	10.27開催 書面審議	書面審議	書面審議	書面審議	書面審議	3.13開催 書面審議	
計	0	3	2	5	1	1	5	9	3	2	4
委員会及び統括責任者の決裁により承認した案件(e+f)	0	3	2	3	1	1	5	2	2	2	21
e.貨物の輸出(輸出許可取得不要)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
懸念国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国連武器禁輸国・地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
f.技術の提供・受入れ(役務取引許可取得不要)	0	3	2	2	1	1	5	2	2	2	20
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	0	1	2	2	1	0	4	2	0	1	13
懸念国	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	4
国連武器禁輸国・地域	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全学管理責任者の裁定により承認した案件(g+h)	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3
g.貨物の輸出(輸出許可取得不要)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懸念国	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
国連武器禁輸国・地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
h.技術の提供・受入れ(役務取引許可取得不要)	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
懸念国	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
国連武器禁輸国・地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
部局の事前確認限りで承認した案件(※)	0	0	0	2	0	0	2	0	0	2	6
受入れ(役務取引許可取得不要)	0	0	0	2	0	0	2	0	0	2	6
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	4
懸念国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国連武器禁輸国・地域	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	2
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※短期滞在の懸念先に対し、公知の範囲内で技術提供を行う旨を受取教員が誓約した案件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
●スーパーコンピュータ利用申請	71	17	3	9	0	4	4	7	1	3	2	3	124
居住性等を確認した案件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(内訳) 役務取引許可申請必要	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(内訳) ホワイト包括許可適用	0	16	3	9	0	4	4	6	1	3	2	3	122
(内訳) 役務取引許可取得不要	71	16	3	9	0	4	4	6	1	3	2	3	122

平成27年度判定手続の取引実績(月別)

●ホワイト国・非ホワイト国(懸念先以外)を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事前確認限りで取引を承認した案件	30	51	128	81	42	66	62	40	40	54	19	34	647
貨物の輸出(非該当証明書)	0	0	1	0	0	2	3	1	1	1	2	1	12
技術の提供・受入れ(例外規定)	30	51	127	81	42	64	59	39	39	53	17	33	635

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①+② 該非判定・取引審査により取引を承認した案件	20	11	19	15	14	17	18	21	17	23	17	16	208
① 貨物の輸出	19	11	18	15	13	17	18	21	16	20	17	15	200
A (内訳) 輸出許可申請必要	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3
A 内訳 ホワイト包括許可適用	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3
A 内訳 輸出許可申請不要	19	11	16	15	9	17	18	21	16	20	17	15	194
② 技術の提供・受入れ	1	0	1	0	1	0	0	0	1	3	0	1	8
C (内訳) 役務取引許可申請必要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 内訳 ホワイト包括許可適用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 本部確認のみの輸出B 少額・部分品特別含む、本部確認のみの輸出B	1	0	1	0	1	0	0	0	1	3	0	1	8

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
同一貨物の再輸出として取引を承認した案件	13	13	8	14	14	13	8	6	12	12	8	26	147
(内訳) 輸出許可申請必要	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
内訳 ホワイト包括許可適用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内訳 輸出許可取得不要	13	13	8	14	12	13	8	6	12	12	8	26	145

●懸念先を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	1回	2回	3回	4回	-	5回	6回	7回	8回	9回	10回	-	
4.30開催書面審議 6.25開催書面審議	-	-	-	-	書面審議	10.30開催書面審議	10.30開催書面審議	書面審議	書面審議	書面審議	書面審議	-	合計 3.22開催
統括責任者の最終確認を経て承認した案件	1	5	3	3	0	8	4	2	1	3	3	0	33
貨物の輸出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技術の提供・受入れ(研究テーマの変更を含む)	1	5	3	3	0	8	4	2	1	3	3	0	33
(内訳) 外国ユーバーリスト掲載機関	1	4	3	3	0	6	2	2	1※	2	0	0	24
内訳 軍事・国防関連機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
内訳 懸念国	0	1(1)	0	0	0	(2)	2(1)	(1)	0	0	1	0	4(5)
内訳 国連武器禁輸国・地域	0	(1)	0	0	0	2	0	0	0	0	2(1)	0	0
全管理責任者裁定により承認した案件	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
貨物の輸出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技術の提供・受入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
(内訳) 外国ユーバーリスト掲載機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
内訳 軍事・国防関連機関	0	0	0	0	0	0	0	0	1※	0	0	0	1
内訳 懸念国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内訳 国連武器禁輸国・地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事前確認により取引を承認した案件	1	1	0	12	10	0	2	0	0	2	1	0	29
貨物の輸出(非該当証明書)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懸念先からの訪問者等の受入れ(誓約書提出)	1	1	0	12	10	0	2	0	0	2	1	0	29
(内訳) 外国ユーバーリスト掲載機関	1	0	0	11	10	0	2	0	0	1	1	0	26
内訳 軍事・国防関連機関	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
内訳 懸念国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
内訳 国連武器禁輸国・地域	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

※役務取引許可申請を実施した後、取下げ

●スーパーコンピュータ利用申請

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	1回	2回	3回	4回	-	5回	6回	7回	8回	9回	10回	-	
居住性等を確認した案件	8	4	4	4	1	4	6	2	3	1	5	6	48
(内訳) 役務取引許可申請必要	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
内訳 ホワイト包括許可適用	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
内訳 役務取引許可取得不要	8	4	4	4	1	4	6	1	2	1	5	6	46

2. 終了前確認の取扱実績

平成26年度、平成27年度の終了前確認の取扱実績は、以下のとおり。

●懸念先以外として受入れ

	H26年度	H27年度
進路先が懸念先	0	0
提供技術の追加・変更有	0	0
帰国時の貨物持ち帰り	0	0
届出があったが上記いずれにも該当しない届出	0	2

●懸念先として受入れ

	合計	合計
提供技術の追加・変更有	2	2
帰国時の貨物持ち帰り	1	0
受入期間の終了・延長等 (提供技術の追加・変更無)	36	45

終了前確認の取扱実績

【平成26年度】

●懸念先以外として受入れ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
進路先が懸念先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
提供技術の追加・変更有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帰国情の貨物持ち帰り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
届出があつたが上記いはずれにも 該当しない届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●懸念先として受入れ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
提供技術の追加・変更有	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
帰国情の貨物持ち帰り	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
受入期間の終了・延長等 (提供技術の追加・変更無)	1	1	1	0	4	6	2	1	3	1	3	1	36

【平成27年度】

●懸念先以外として受入れ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
進路先が懸念先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
提供技術の追加・変更有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帰国情の貨物持ち帰り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
届出があつたが上記いはずれにも 該当しない届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2

●懸念先として受入れ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
提供技術の追加・変更有	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
帰国情の貨物持ち帰り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受入期間の終了・延長等 (提供技術の追加・変更無)	0	1	3	1	2	7	0	1	6	0	12	12	45

第3章 調査

本学では、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、所定の調査票に基づき、リスト規制技術等の保有状況等について調査を行っている。それは、手続きの遺漏による外為法違反というリスクをできるだけ低減させるため、また、取引の主体である教員等に輸出管理の意識の涵養を図ることを目的として実施しているものである。

この調査の概要については、以下のとおりである。

I. 実施状況

1. 実施時期

平成26年11月～12月

2. 調査対象部局

すべての輸出管理対象部局

3. 調査対象者

教員、技術提供を職務とする技術職員その他の職員。ただし、文系（非実験系）の教員等については、過去の調査において文系（非実験系）である旨回答した場合、調査の対象外

4. 調査単位

研究室、技術部等。ただし、文系部局等において教員ごとに独立した教育研究活動が行われている場合については、各教員。

5. 調査項目

リスト規制貨物・技術の保有状況（外国に輸出する予定のある貨物又は外国若しくは留学生・外国人研究者に提供する予定のある技術に限る。）

6. 調査結果

○総数：854件。

○外国に輸出する予定のある貨物があると回答したもの（42件）のうち、当該貨物がリスト規制に該当する旨の回答が13件（約31%）あった。

○外国又は留学生・外国人研究者に提供する予定のある技術があると回答したもの（77件）のうち、当該技術がリスト規制に該当する旨の回答が8件（約10%）あった。

第4章 教育・普及啓発活動

本学では、輸出管理の必要性並びに外為法等及び本学の管理体制・手続き等の内容を理解させるとともに、その確実な実施を図るため、安全保障輸出管理委員会が、教育の基本方針に基づき、教員等に対し計画的に教育を行うこととしている。

本学における教育及び普及啓発活動の内容については、以下のとおりである。

平成26年度

1. 教員全学講習会【委員会開催分】

①教員全学講習会（上半期）

演題：『安全保障輸出管理に関する教員全学講習会』

講師：佐々木委員長（工学部地区、北青葉山地区、片平地区）

倉田副委員長（星陵・雨宮地区）

講演内容等：外為法の規制内容、大学における輸出管理の必要性、本学の管理体制の概要

並びに判定手続及び終了前確認手続の概要を説明した。

日時等	会 場	対象予定部局	参加人数
4月3日(木) 10:05～10:35	工学研究科 中央棟2階大会議室 ※工学研究科等新規採用等教職員合同研修と併催	工学研究科、環境科学研究科、情報科学研究科、医工学研究科、災害科学国際研究所、未来科学技術共同研究センター、環境保全センター、マイクロシステム融合研究開発センター、国際集積エレクトロニクス研究開発センター【工学部地区】	文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、国際文化研究科、教育情報学教育部・教育情報学研究部、東北アジア研究センター、高等教養教育・学生支援機構、教育情報基盤センター、【川内地区】 110名
4月14日(月) 10:00～11:00	片平さくらホール 2階会議室	生命科学研究科、金属材料研究所、流体科学研究所、電気通信研究所、多元物質科学研究所、埋蔵文化財調査室、原子分子材料科学高等研究機構、省エネルギー・スピントロニクス集積化システムセンター【片平地区】	34名
4月14日(月) 13:30～14:30	理学研究科大講義室	理学研究科、薬学研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、電子光物理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、学術資源研究公開センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、学際科学フロンティア研究所、サイバーサイエンスセンター【北青葉山地区】	12名

4月 15日(火) 17:00～18:00	医学系研究科 臨床中講堂	医学系研究科、歯学研究科、農学研究科、生命科学研究科、医工学研究科、加齢医学研究所、病院、動物実験センター、遺伝子実験センター、東北メディカル・メガバンク機構【星陵・雨宮地区】		25名
--------------------------	-----------------	--	--	-----

②教員全学講習会（下半期）

演題：『安全保障輸出管理に関する教員全学講習会』

講師：佐々木委員長（工学部地区、北青葉山地区）、倉田副委員長（星陵・雨宮地区）、

吉見副委員長（片平地区）

講演内容等：外為法の規制内容、大学における輸出管理の必要性、本学の管理体制の概要

並びに判定手続及び終了前確認手続の概要を説明した。

日時等	会 場	対象予定部局	参加人数
10月 3日(金) 11:30～12:00	工学研究科 中央棟 2階大会議室 ※工学研究科等新規採用等教職員合同研修と併催	工学研究科、環境科学研究科、情報科学研究科、医工学研究科、災害科学国際研究所、未来科学技術共同研究センター、環境保全センター、マイクロシステム融合研究開発センター、国際集積エレクトロニクス研究開発センター【工学部地区】	文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、国際文化研究科、教育情報学教育部・教育情報学研究部、東
11月 13日(木) 14:00～15:00	金属材料研究所 1階講堂	生命科学研究科、金属材料研究所、流体科学研究所、電気通信研究所、多元物質科学研究所、埋蔵文化財調査室、原子分子材料科学高等研究機構、省エネルギー・スピントロニクス集積化システムセンター【片平地区】	北アジア研究センター、高等教養教育・学生支援機構、教育情報基盤センター、【川内地区】
11月 4日(火) 10:30～11:30	薬学研究科 B棟小講義室 1	理学研究科、薬学研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、電子光理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、学術資源研究公開センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、学際科学フロンティア研究所、サイバーサイエンスセンター【北青葉山地区】	10名
11月 4日(火) 17:30～18:30	医学系研究科 臨床中講堂	医学系研究科、歯学研究科、農学研究科、生命科学研究科、医工学研究科、加齢医学研究所、病院、動物実験センター、遺伝子実験センター、東北メディカル・メガバンク機構【星陵・雨宮地区】	32名

2. 実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会【委員会開催分】

①実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会（上半期）

演題：『安全保障輸出に関する実務担当者講習会』：志田室長（輸出管理マネージャー）

『安全保障輸出管理に関する輸出管理担当者研修会』：櫻井室員

講演内容等：安全保障輸出管理担当者には、部局内における輸出管理実務の総合窓口として、外為法の規制内容及び本学の管理体制の仕組みはもとより、申請書類の不備をチェックし、又は提出漏れを防ぐための様々な注意点を理解することが求められる。

また、その他関連する事務（留学生等の受入れ、共同研究、受託研究、外国出張、物品管理又は購買等）を処理する実務担当者にも輸出管理関係書類の受理・回付・督促等を行うことが求められており、外為法の規制内容及び本学の管理体制の基本的な仕組み等を理解することが必要となる。したがって、職能別専門研修として、実務担当者講習会及び安全保障輸出管理担当者研修会を2部構成により開催した。

志田室長からは外為法の規制内容、本学の管理体制、判定手続及び終了前確認手続の概要及び所定の担当係に求められる役割等について、櫻井室員からは判定手続及び終了前確認手続における書類の確認方法その他実務処理上の注意点等についてそれぞれ説明した。

日 時 等		会 場	出席者数
4月22日(火)	実務担当者講習会	エクステンション教育研究棟	42名
	輸出管理担当者研修会	1階部局長会議室	26名

②実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会（下半期）

演題：『安全保障輸出管理に関する実務担当者講習会』：早坂室長（輸出管理マネージャー）

『安全保障輸出管理に関する輸出管理担当者研修会』：櫻井室員

講演内容等：4月と同様、職能別専門研修として、実務担当者講習会及び安全保障輸出管理担当者研修会を以下のとおり2部構成により開催した。

日 時 等		会 場	出席者数
11月14日(火)	実務担当者講習会	エクステンション教育研究棟	44名
	輸出管理担当者研修会	1階部局長会議室	32名

3. 安全保障輸出管理アドバイザー研修会【委員会開催分】

①演題：『安全保障輸出管理アドバイザー研修会』

講師：佐々木委員長、倉田副委員長、吉見副委員長

日時：6月26日（木）

会場：エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

対象者：安全保障輸出管理アドバイザー

出席者数：26名

講演内容等：部局内で該非判定を中心に教員等又は安全保障輸出管理担当者に対し必要な助言を行う安全保障輸出管理アドバイザー向けの職能別研修として開催した。主なテーマとして、我が国の安全保障輸出管理規制、本学の安全保障輸出管理体制、安全保障輸出管理の事例（貨物の輸出、懸念先からの受入れ）について説明した。

平成27年度

1. 教員全学講習会【委員会開催分】

①教員全学講習会（上半期）

演題：『安全保障輸出管理に関する教員全学講習会』

講師：吉見委員長（工学部地区、北青葉山地区）

佐々木前委員長（片平地区、星陵・雨宮地区）

講演内容等：外為法の規制内容、大学における輸出管理の必要性、本学の管理体制の概要並びに判定手続及び終了前確認手続の概要を説明した。

日時等	会 場	対象予定部局	参加人数
4月3日(金) 13:30～14:00	工学研究科 中央棟2階大会議室 ※工学研究科等新規採用等教職員合同研修と併催	工学研究科、環境科学研究科、情報科学研究科、医工学研究科、災害科学国際研究所、未来科学技術共同研究センター、環境保全センター、マイクロシステム融合研究開発センター、国際集積エレクトロニクス研究開発センター【工学部地区】	文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、国際文化研究科、教育情報学教育部・教育情報学研究部、東北アジア研究センター、高等教養教育・学生支援機構、教育情報基盤センター、【川内地区】 75名
4月17日(金) 10:00～11:00	エクステンション教育研究棟 部局長会議室	生命科学研究科、金属材料研究所、流体科学研究所、電気通信研究所、多元物質科学研究所、埋蔵文化財調査室、原子分子材料科学高等研究機構、省エネルギー・スピントロニクス集積化システムセンター【片平地区】	19名

4月 17日(金) 14:00～15:00	理学研究科 合同C棟多目的室	理学研究科、薬学研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、電子光理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、学術資源研究公開センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、学際科学フロンティア研究所、サイバーサイエンスセンター【北青葉山地区】		14名
4月 17日(金) 17:00～18:00	医学系研究科 臨床中講堂	医学系研究科、歯学研究科、農学研究科、生命科学研究科、医工学研究科、加齢医学研究所、病院、動物実験センター、遺伝子実験センター、東北メディカル・メガバンク機構【星陵・雨宮地区】		9名

②教員全学講習会（下半期）

演題：『安全保障輸出管理に関する教員全学講習会』

講師：吉見委員長（工学部地区、片平地区、北青葉山地区）

倉田副委員長（星陵・雨宮地区）

講演内容等：外為法の規制内容、大学における輸出管理の必要性、本学の管理体制の概要

並びに判定手続及び終了前確認手続の概要を説明した。

日時等	会 場	対象予定部局	参加人数
10月 5日(月) 13:30～14:00	工学研究科 中央棟2階大会議室 ※工学研究科等新規採用等教職員合同研修と併催	工学研究科、環境科学研究科、情報科学研究科、医工学研究科、災害科学国際研究所、未来科学技術共同研究センター、環境保全センター、マイクロシステム融合研究開発センター、国際集積エレクトロニクス研究開発センター【工学部地区】	文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、国際文化研究科、教育情報学教育部・教育情報学研究部、東北アジア研究センター、高等教養教育・学生支援機構、教育情報基盤センター、【川内地区】 74名
11月 13日(金) 14:00～15:00	エクステンション教育研究棟 1階部局長会議室	生命科学研究科、金属材料研究所、流体科学研究所、電気通信研究所、多元物質科学研究所、埋蔵文化財調査室、原子分子材料科学高等研究機構、省エネルギー・スピントロニクス集積化システムセンター【片平地区】	北アジア研究センター、高等教養教育・学生支援機構、教育情報基盤センター、【川内地区】 27名
11月 13日(金) 15:00～16:00	薬学研究科 大講義室	理学研究科、薬学研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、電子光理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、学術資源研究公開センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター	33名

		センター、学際科学フロンティア研究所、サイバーサイエンスセンター【北青葉山地区】		
11月17日(火) 17:00～18:00	医学系研究科 1号館1階第1講義室	医学系研究科、歯学研究科、農学研究科、生命科学研究科、医工学研究科、加齢医学研究所、病院、動物実験センター、遺伝子実験センター、東北メディカル・メガバンク機構【星陵・雨宮地区】		16名

2. 実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会【委員会開催分】

①実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会（上半期）

演題：『安全保障輸出に関する実務担当者講習会』：早坂室長（輸出管理マネージャー）

『安全保障輸出管理に関する輸出管理担当者研修会』：櫻井室員

講演内容等：平成26年度と同様、職能別専門研修として、実務担当者講習会及び安全保障輸出管理担当者研修会を2部構成により開催した。

日 時 等	会 場	出席者数
4月22日(水) 13:30～14:40	実務担当者講習会 エクステンション教育研究棟	43名
14:50～16:00	輸出管理担当者研修会 1階部局長会議室	25名

②実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会（下半期）

演題：『安全保障輸出に関する実務担当者講習会』

- ・外為法の規制概要：丸本室長（輸出管理マネージャー）

- ・本学の輸出管理制度：菊地室員

『安全保障輸出管理に関する輸出管理担当者研修会』

- ・輸出管理担当者の業務：櫻井室員

講演内容等：実務担当者講習会及び安全保障輸出管理担当者研修会を当期から説明する内容により区分をして3部構成にて実施した。

日 時 等	会 場	出席者数
11月26日(火) 14:00～16:00	実務担当者講習会 エクステンション教育研究棟	41名
	輸出管理担当者研修会 1階部局長会議室	33名

3. 安全保障輸出管理アドバイザー研修会【委員会開催分】

①演題：『安全保障輸出管理アドバイザー研修会』

講師：吉見委員長

日時：6月25日（木）

会場：エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

対象者：安全保障輸出管理アドバイザー

出席者数：39名

講演内容等：部局内で該非判定を中心に教員等又は安全保障輸出管理担当者に対し必要な助言を行う安全保障輸出管理アドバイザー向けの職能別研修として開催した。主なテーマとして、大学における安全保障輸出管理の背景と必要性、大学における安全保障輸出管理、事例紹介（貨物の輸出、懸念先からの受入れ）について説明した。

4. 部局等開催分

○災害科学国際研究所コンプライアンス FDにおいて、安全保障輸出管理について説明

（開催日：6月29日（月）、講師：吉見委員長）

第5章 監査

本学では、本学における輸出管理が、外為法等及び本学の規程に基づき適正に実施されていることを確認するために、安全保障出管理委員会が、監査の基本方針に基づき、業務の監査を定期的に行うこととしている。

定期監査の実施体制及び監査結果の概要のほか、その結果を踏まえた対応状況については、以下のとおりである。

平成26年度

I. 実施体制

1. 一次監査（書面監査）

①監査対象部局

すべての輸出管理対象部局（43部局）

②監査実施期間

平成26年8月25日（月）～平成26年9月12日（金）

③監査方法

アンケート調査票に基づく書面監査

④監査事項

- ・判定手続（事前確認、該非判定・取引審査）及び終了前確認の履行状況
- ・部局内の周知、関係部署間の連携及び教育研修の実施状況
- ・委員会審査案件（懸念先を相手先とする案件）の管理状況
- ・昨年度の監査における指摘事項への対応状況

⑤監査対応

本部：安全保障輸出管理室

部局：輸出管理担当者

2. 二次監査（実地監査）

①監査対象部局

17部局

②監査実施期間

平成26年9月24日（水）～平成26年10月14日（火）

③監査方法

アンケート調査票の回答内容に基づくヒアリング及び現認による実地監査

④監査事項

1) 事務職員ヒアリング

一次監査に同じ

2) 教員ヒアリング

- ・委員会審査案件の管理状況
- ・学内制度の理解及び判定手続の履行状況

※教員ヒアリングは、委員会審査案件となった留学生等を現に受け入れている教員を対象に実施。

⑤監査対応

1) 事務職員ヒアリング

本部：安全保障輸出管理室（室長及び室員1名）

部局：輸出管理担当者（※部局により、その他実務補助者）及び所定の担当係
(係長又は実務担当者)

2) 教員ヒアリング

本部：委員長及び安全保障輸出管理室（室長及び室員1名）

部局：委員会審査案件の申請教員及び当該部局の安全保障輸出管理アドバイザー

II. 監査結果（概要）

1. 評価区分

(1) 優れた取組み ・・・ 4件（2テーマ）

○判定手続の遺漏防止に関するもの

旅行計画書の様式に判定手続の処理状況に関するチェック欄を設け、外国出張及び海外招聘における判定手続の漏れの防止に努めていた。（1部局）

郵便物発送受付箱に、海外へ物品を送る際には、事前に輸出管理担当者の確認を得るよう表示（英語併記）し、注意喚起を行っていた。（1部局）

○部局内における普及啓発に関するもの

年度初めに、新入職員・新入学生を対象とした新人研修会において、安全保障輸出管理に係る手続等について説明を行い、周知・徹底を図っていた。（1部局）

全体会議において安全保障輸出管理委員会委員から、委員会の報告と輸出管理手続の必要性について説明したほか、配付資料を教職員グループウェアに掲載し、普及啓発を図っていた。（1部局）

(2) 改善要請事項 ・・・ 該当なし

(3) 不適切事項 ・・・ 2件（2テーマ）

○判定結果の伝達に関するもの

現 状

懸念先からの留学生の受け入れに関し、配属されることとなる研究室
(受入教員) の所属部局と身分を有することとなる部局が異なる場合

	に、留学生が身分を有することとなる教務担当係から、受入教員に対し速やかに輸出管理シートの提出状況を確認せず、また、受入部局の輸出管理担当者にも連絡を行わなかったために、教員からの輸出管理シートの提出が遅れ、判定結果の伝達前に担当業務を処理することとなった。 (1部局)
指摘事項	教務担当係は、受入れの情報が入った場合は、速やかに受入教員に対し輸出管理シートの提出状況を確認するとともに、受入部局の輸出管理担当者にも教員への連絡状況を連絡することを徹底すること。
○判定結果の本部への送付に関するもの	
現 状	判定手続終了後、懸念先以外を相手先とする取引に関する輸出管理シートについては、原本を部局限りで管理し、安全保障輸出管理室に送付していなかった。(1部局)
指摘事項	判定手続終了後、輸出管理シートはすべての取引について所定の様式を添えてその原本を安全保障輸出管理室に送付するとともに、部局においてはその写しを保管すること。

(4) 対応要望事項 ・・・ 11件 (6テーマ)

	○判定手続等の履行に関するもの
現 状	所定の担当係において、外国への物品や郵便物の送付の際に、判定手続の履行状況を一部確認していなかった。(1部局)
指摘事項	外国へ物品等を送付する場合は、教員等が判定手続を完了していることの確認を行い、教員等が履行していないことを確認した場合には、当該教員等に対し、判定手続を行うよう連絡することが望ましい。 なお、教員発注のように教員等が直接物品等の発送を行うものであって、所定の担当係において事前に確認することが難しい場合については、事後的であっても確認を行い、教員等が履行していないことが確認された場合には、当該教員等に対し、速やかに判定手続を行うよう連絡することが望ましい。
○判定結果の伝達に関するもの	
現 状	留学生等に係る受入れについては、所定の担当係において、一部判定結果の伝達前に担当業務を処理していた。(1部局)
指摘事項	所定の担当係は、判定結果の伝達があるまで担当業務を処理しないことが望ましい。
現 状	教務担当係において、留学生が配属されることになる部局の受入教員に対しては、輸出管理シートの提出に関し必要な連絡を行っていたが、同

	部局の輸出管理担当者に対しては、受入教員への連絡状況についての連絡を行っていなかった。(1部局)
指摘事項	留学生の受け入れに係る判定手続きは、留学生が身分を有することとなる部局ではなく、留学生が配属されることになる部局(受入教員の所属部局)において行うことになっているため、当該部局において判定手続きが遺漏なく行えるよう、教務担当係において受入教員に対する連絡に加え、当該部局の輸出管理担当者にも教員への連絡状況を連絡し、情報の共有を図ることが望ましい。
現 状	輸出管理担当者において、留学生が身分を有することとなる教務担当係に対して、輸出管理シートを受理した際及び判定手続が完了した際の連絡を行っていなかった。(1部局)
指摘事項	留学生が身分を有することとなる部局において留学生の受入手続を行う場合、基本的には事前に輸出管理上の判定手続により承認を得ることとなっており、判定結果の連絡があるまで教務担当係において受入手続を行えないため、輸出管理担当者において、受入教員から輸出管理シートを受理した際及び判定手続が完了した際にはその旨を留学生が身分を有することとなる部局の教務担当係に連絡することが望ましい。
○部局判定に関するもの	
現 状	留学生・外国人研究者等に係る受け入れについては、受け入れ前に事前確認の手続きを進めていたが、部局判定が受け入れ後に完了していた案件があった。(1部局)
指摘事項	輸出管理担当者は、留学生・外国人研究者等を受入れる際は、受け入れ前に部局判定を完了しておくことが望ましい。
○誓約書の取得に関するもの	
現 状	外国人研究者を採用する場合に、誓約書を取得していなかった。(1部局)
指摘事項	誓約書は、留学生・外国人研究者等が、その意に反し誤って外為法への違反により処罰されることなく安心して研究活動に専念できるよう提出いただくものであるため、漏れなく取得することが望ましい。
○終了前確認に関するもの	
現 状	輸出管理担当者及び所定の担当係において、留学生・外国人研究者等に係る受け入れ期間の終了予定日の1月前までに教員等に対し、終了前確認を行うよう連絡していなかった。(2部局)
指摘事項	終了前確認の遺漏を防ぐため、輸出管理担当者又は所定の担当係において留学生・外国人研究者等の受け入れ期間の終了予定日の遅くとも1月前ま

	でに（退学、辞職等により終了予定日前に身分の喪失があることが判明した場合には、その時点で）、受入教員等に対し、終了前確認を行うよう連絡することが望ましい。
現 状	輸出管理担当者において、終了前確認の手続漏れはなかったが、受入期間の終了予定日の1月前までに、受入教員等に対し終了前確認を行うよう連絡できる体制になっていなかった。（1部局）
指摘事項	終了前確認の遗漏を防ぐため、輸出管理担当者又は所定の担当係において、留学生・外国人研究者に係る受入期間の終了予定日の遅くとも1月前までに（退学、辞職等により終了予定日前に身分の喪失があることが判明した場合には、その時点で）、受入教員等に対し終了前確認を行うよう連絡するために、名簿等で把握しておくことが望ましい。
○留学生等の履歴の確認に関するもの	
現 状	外国ユーザーリスト又は国連武器禁輸国・地域の改訂に伴う留学生・外国人研究者等の履歴の確認は、受入教員等のセルフチェックに任せていた。（1部局）
指摘事項	外国ユーザーリスト又は国連武器禁輸国・地域の改訂に伴う履歴の確認は、確認の漏れを防ぐため、輸出管理担当者又は所定の担当係においても行なうことが望ましい。
現 状	外国ユーザーリスト又は国連武器禁輸国・地域の改訂に伴う留学生・外国人研究者等の履歴について、輸出管理担当者において確認していなかった。（1部局）
指摘事項	外国ユーザーリスト改訂に伴う履歴の確認については、平成14年4月まで遡って行なう必要があるため、留学生・外国人研究者等の輸出管理シートに略歴書を添付する等により、漏れなく行なうことが望ましい。

(5) 指摘なし . . . 8部局該当

【評価区分に関する全般的所見】

「不適切事項」が昨年度から1件増えているが、昨年度と同様、「改善要請事項」に該当する部局がなかったことに加え、「対応要望事項」については、件数が減少し、そのほとんどが今後の改善が比較的容易に行えるものと考えられる。これは、輸出管理に対する各教員等をはじめ関係者によるご尽力と、平成23年度から始まった定期監査も昨年度で全部局が終了し、今年度から2順目に入り、これまでの監査での指摘や啓蒙により、輸出管理が一層浸透し、効果的に機能しているものと評価できる結果となった。

2. 要望事項 ・・・ 3件（3テーマ）

○部局内の周知に関するもの
安全保障輸出管理委員会の議事について、部局内で報告すべき重要な議事についてはその旨明記する等してほしい。（1部局）
○教育・研修に関するもの
よりわかりやすいフローチャートや情報の提供をお願いしたい。 また、部局の専門性に見合った説明会を開催してほしい。（1部局）
○HPの利便性の向上に関するもの
手続について問い合わせがある都度マニュアルやHPを紹介しているが、どこに何が書いてあるのか分からぬという意見が多いので、概要版のマニュアルを掲載してほしい。（1部局）

【要望事項に関する全般的所見】

「教育・研修に関するもの」及び「HPの利便性の向上に関するもの」には、本学の輸出管理を教員その他の関係者により分かりやすく周知して欲しいとの要望が根底にある点で共通しており、この点について、安全保障輸出管理室としても、教員等及び事務職員それぞれに分かりやすく利用しやすいHPの作成を予定しているところである。

また、「部局内の周知に関するもの」は、教授会等で報告すべき保障輸出管理委員会の重要な議事について明示して欲しいとの要望であり、今後、安全保障輸出管理室において対応を予定しているところである。

III. 監査結果を踏まえた対応

定期監査の結果、部局から出された要望等を踏まえ、平成26年度においては以下のとおり、適宜、管理体制の見直し等の検討に着手した。

1. 部局内の周知に関するもの

安全保障輸出管理室委員会の議事について、各部局において報告いただきたい重要な議事がある場合は、その旨を明記するようにした。

2. 教育・研修に関するもの

平成25年度に引き続き、講習会等を年2回（上半期及び下半期）開催した。また、各地区における研究分野に対応した説明資料となるよう努めた。

3. ホームページの利便性向上

- 外国人教員の利便性の向上のために、英訳のコンテンツを充実させた。

平成27年度

I. 実施体制

1. 一次監査（書面監査）

①監査対象部局

すべての輸出管理対象部局（44部局）

②監査実施期間

平成27年8月24日（月）～平成27年9月10日（木）

③監査方法

アンケート調査票に基づく書面監査

④監査項目

- ・判定手続（事前確認、該非判定・取引審査）及び終了前確認の履行状況
- ・部局内の周知、関係部署間の連携及び教育研修の実施状況
- ・委員会審査案件（懸念先を相手先とする案件）の管理状況
- ・昨年度の監査における指摘事項への対応状況

⑤監査対応

本部：安全保障輸出管理室

部局：輸出管理担当者※設問内容により、輸出管理アドバイザー又は所定の担当係

2. 二次監査（実地監査）

①監査対象部局

7部局

②監査実施期間

平成27年9月28日（月）～平成27年10月27日（火）

③監査方法

アンケート調査票の回答内容に基づくヒアリング及び現認による実地監査

④監査項目

【事務職員ヒアリング】

一次監査に同じ

【教員ヒアリング】

- ・委員会審査案件の管理状況
- ・学内制度の理解及び判定手続の履行状況

⑤監査対応

【事務職員ヒアリング】

本部：コンプライアンス推進課長及び安全保障輸出管理室員3名

部局：輸出管理担当者（※部局により、その他実務補助者）及び所定の担当係（係長等
又は実務担当者）

【教員ヒアリング】

本部：委員長、副委員長、コンプライアンス推進課長及び安全保障輸出管理室員 2名
部局：委員会審査案件の申請教員及び当該部局の輸出管理アドバイザー

II. 監査結果（概要）

1. 評価区分

(1) 優れた取組み ・・・ 5件（2テーマ）

○判定手續の遺漏防止に関するもの	
留学生等の受入れ時には輸出管理シート確認時に履歴書を必ず添付しており、過去の経験についても漏れなく確認を行い、判定手続の漏れの防止に努めていた。(1部局)	
旅行計画書の様式に判定手続の処理状況に関するチェック欄を設け、外国出張及び海外招へいにおける判定手続漏れの防止に努めていた。	
生命科学研究科では郵便物発送受付箱に判定手続の履行について表示を行い、注意喚起を行っていた。(1部局)	
○部局内における普及啓発に関するもの	
新任教員等に向けて、輸出管理に係る手続等について説明を行い、周知・徹底を図っていた。(1部局)	
教員会議において輸出管理担当者から輸出管理に係る手続等について説明を行い、周知徹底を図っていた。(1部局)	

(2) 改善要請事項 ・・・ 該当なし

(3) 不適切事項 ・・・ 該当なし

(4) 対応要望事項 ・・・ 7件（3テーマ）

○判定手續等の履行に関するもの	
現 状	所定の担当係において、外国への物品や郵便物の送付の際に、判定手続の履行状況を一部確認していなかった。【3部局】
指摘事項	外国へ物品等を送付する場合は、教員等が判定手続を完了していることの確認を行い、教員等が履行していないことを確認した場合には、当該教員等に対し、判定手続を行うよう連絡することが望ましい。 なお、教員発注のように教員等が直接物品等の発送を行うものであって、所定の担当係において事前に確認することが難しい場合については、事後的であっても確認を行い、教員等が履行していないことが確認された場合には、当該教員等に対し、速やかに判定手続を行うよう連絡することが望ましい。

現 状	所定の担当係において、留学生の受入れについて、身分の変更等の報告が一部なされていなかった。【1部局】
指摘事項	所定の担当係は、受入れ当初から身分の変更等があった場合は、提供技術の変更の有無等を確認のうえ、遅延なく手続を行うことができるよう、輸出管理担当者と情報共有することが望ましい。
○留学生等の履歴の確認に関するもの	
現 状	留学生・外国人研究者等の履歴の確認を受入教員等のセルフチェックに任せていた【1部局】
指摘事項	留学生等の履歴の確認は、確認漏れを防ぐため、輸出管理担当者又は所定の担当係においても行うことが望ましい。
○終了前確認に関するもの	
現 状	輸出管理担当者及び所定の担当係において、留学生・外国人研究者等に係る受入期間の終了予定日の1月前までに教員等に対し、終了前確認を行うよう連絡していなかった。【2部局】
指摘事項	終了前確認の遗漏を防ぐため、輸出管理担当者又は所定の担当係において留学生・外国人研究者等の受入期間の終了予定日の遅くとも1月前までに（退学、辞職等により終了予定日前に身分の喪失があることが判明した場合には、その時点で）、受入教員等に対し、終了前確認を行うよう連絡することが望ましい。

(5) 指摘なし ・・・ 該当なし

【評価区分に関する全般的所見】

今年度は「改善要請事項」「不適切事項」とともに該当する部局がなかったことに加え、「対応要望事項」については、件数が減少し、そのほとんどが今後の改善が比較的容易に行えるものである。これは、安全保障輸出管理に対する各教員等をはじめ関係者によるご尽力と、各種講習会や、監査の継続的実施により、輸出管理が一層浸透し、効果的に機能してきている結果と評価することができる。

2. 要望事項 ・・・ 1件（1テーマ）

○H Pの利便性の向上に関するもの

手続についてのQ&Aをホームページに掲載してほしい。【1部局】

【要望事項に関する所見】

H Pにより安全保障輸出管理について周知に努めているところであるが、なお一層、教員等及び事務職員それぞれに分かりやすく利用しやすいツールを作成し、H Pに掲載することを検討したい。

III. 監査結果を踏まえた対応

定期監査の結果、部局から出された要望等を踏まえ、平成27年度においては以下のとおり、適宜、管理体制の見直し等の検討に着手した。

1. 教育・研修に関するもの

平成25年度から引き続き、講習会等を年2回（上半期及び下半期）開催した。また、各地区における研究分野に対応した説明資料の作成に努めた。

2. ホームページの利便性向上

・事務向け講習会等において、安全保障輸出管理H Pのコンテンツや、活用方法について紹介を行った。

第6章 学外との連携活動等

平成26年度

1. 安全保障輸出管理に関する11大学連絡会

「連絡会に関する了解事項」(平成22年12月27日確認)に基づき、構成員名簿の更新及び周知を行った。

2. 東北テクノアーチ(TLO)

本学から譲渡又はライセンシングされた技術及び貨物を同TLOが外国企業へ提供することとなったため、覚書(平成22年8月6日付け締結)に基づき、同TLOより輸出管理に関する懸念の有無について本学に確認依頼があったことから、輸出管理マネージャーにおいて懸念の有無を確認の上、同TLO宛て回答した(平成26年6月5日、同年9月3日及び平成27年2月3日)。

3. 学外における研修会等への参加

①経済産業省主催関係

名称：平成26年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会

開催日：平成26年11月26日(水)

会場：虎ノ門ツインビルディング(東京)

本学参加者：安全保障輸出管理室1名

内容：安全保障輸出管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等

②CISTEC主催関係

・名称：平成26年度 安全保障貿易管理説明会<責任者のための輸出管理セミナー>

開催日：平成26年7月10日(木)

会場：ベルサール新宿グランド(東京)

本学参加者：安全保障輸出管理室1名

内容：事前相談の方法、自主管理のポイント、該非判定や監査および教育への取組み

・名称：平成26年度 安全保障貿易管理研修会 実務演習コース<キャッチオール規制／取引審査／監査・指導>

開催日：平成26年7月29日(火)

会場：ベルサール神田(東京)

本学参加者：安全保障輸出管理室1名

内容：キャッチオール規制の概要、取引審査上の注意事項、安全保障輸出管理における教育及び監査の進め方

・名称：平成26年度 安全保障貿易管理説明会<政省令等改正の説明>

開催日：平成26年8月26日（火）

会場：大阪国際交流センター（大阪）

本学参加者：安全保障輸出管理室1名

内容：輸出令別表第一関連政省令等改正

・名称：平成26年度 安全保障貿易管理研修会 実務演習コース<該非判定>

開催日：平成26年11月25日（火）

会場：パシフィコ横浜（横浜）

本学参加者：安全保障輸出管理室1名

内容：該非判定の基礎、該非判定の演習と解説並びに技術（役務）の該非判定

・名称：第22回アジア輸出管理セミナー

開催日：平成27年2月18日（水）

会場：TKPガーデンシティ品川（東京）

本学参加者：安全保障輸出管理室1名

内容：アジア、アメリカ及びヨーロッパの各国における輸出管理の取組み状況

③その他

1) 輸出管理デー・フォード・アカデミア実行委員会（EFA）主催

名称：輸出管理DAY for ACADEMIA 2015

開催日：平成27年3月6日（金）

会場：芝浦工業大学 豊洲キャンパス（東京）

本学参加者：安全保障輸出管理室1名

内容：大学における研究活動と輸出管理上の課題、規制機関からみた輸出管理を取りま
く現在の状況等

4. 学外に向けた対応

○講演等

①経済産業省主催説明会における講演

名称：平成26年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会

開催日：平成26年11月26日（水）

会場：虎ノ門ツインビルディング（東京）

講演者：佐々木孝彦 委員長

講演タイトル：東北大大学における安全保障輸出管理

②第2回アジア輸出管理セミナーにおける講演

開催日：平成27年2月18日（水）

会場：TKPガーデンシティ品川（東京）

講演者：佐々木孝彦 委員長

講演タイトル：Security Export Control in Tohoku University, Japan

③岩手大学安全保障輸出管理学内説明会における講演

開催日：平成27年2月20日（金）

会場：岩手大学（盛岡）

講演者：安全保障輸出管理室長

内容：大学における安全保障輸出管理について

④輸出管理DAY for ACADEMIA 2015 パネルディスカッションに参加

開催日：平成27年3月6日（金）

会場：芝浦工業大学 豊洲キャンパス（東京）

パネラー：佐々木孝彦 委員長

内容：大学の国際共同研究に求められる安全保障輸出管理

○来訪等

①経済産業省

ご来訪日：平成26年9月2日（火）

ご来訪者：経済産業省貿易経済協力局2名

内容：本学における輸出管理の体制、概要等について説明。

②筑波大学

ご来訪日：平成26年10月30日（木）

ご来訪者：筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室1名

内容：本学における輸出管理の体制、概要等について説明。

平成27年度

1. 安全保障輸出管理に関する11大学連絡会

「連絡会に関する了解事項」（平成22年12月27日確認）に基づき、構成員名簿の更新及び周知を行った。

2. 学外における研修会等への参加

①経済産業省主催関係

- ・名称：平成27年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会
開催日：平成27年7月31日（金）
会場：東北経済産業局（仙台）
本学参加者：安全保障輸出管理委員会副委員長、安全保障輸出管理室1名
内容：安全保障輸出管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等
- ・名称：平成27年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会
開催日：平成27年9月3日（木）
会場：さいたま新都心合同庁舎1号館講堂（さいたま）
本学参加者：安全保障輸出管理室1名
内容：安全保障輸出管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等
- ・名称：平成27年度 安全保障貿易管理説明会
開催日：平成27年10月27日（火）
会場：奥州市鉄物技術交流センター（奥州）
本学参加者：安全保障輸出管理室1名
内容：安全保障貿易管理、法令遵守のポイント
- ・名称：平成27年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会
開催日：平成27年12月14日（月）
会場：文部科学省（東京）
本学参加者：安全保障輸出管理室1名
内容：安全保障管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等

②C I S T E C等主催関係

- ・名称：平成27年度 安全保障貿易管理説明会
<コンピュータ／通信・情報セキュリティ>
開催日：平成27年4月15日（水）
会場：ベルサール秋葉原（東京）
本学参加者：安全保障輸出管理室1名
内容：コンピュータ関連等に関する政省令の解説、当該分野の輸出管理の基礎

- ・名称：平成27年度 安全保障貿易管理研修会 春季：輸出管理基礎コース
開催日：平成27年4月27日（月）
会場：ベルサール新宿グランド（東京）
本学参加者：安全保障輸出管理室1名
内容：輸出管理の枠組みと制度、該非判定の基礎及び取引審査の基礎
- ・名称：平成27年度 安全保障貿易管理説明会
＜政省令改正の説明（輸出令別表第一関連等）＞
開催日：平成27年8月26日（水）
会場：昭和女子大学（東京）
本学参加者：安全保障輸出管理室1名
内容：輸出管理関連政省令、告示及び通達等に係る改正の趣旨・概要
- ・名称：平成27年度 安全保障貿易管理研修会 秋季：輸出管理基礎コース
開催日：平成27年10月21日（水）
会場：ベルサール新宿グランド（東京）
本学参加者：安全保障輸出管理室1名
内容：輸出管理の枠組みと制度、該非判定の基礎及び取引審査の基礎
- ・名称：平成27年度 安全保障貿易管理研修会 実務演習コース
＜輸出管理の基礎／該非判定／取引審査／監査／E A R＞
開催日：平成27年11月5日（木）
会場：松本商工会議所（松本）
本学参加者：安全保障輸出管理室1名
内容：輸出管理及び該非判定の基礎、該非判定の演習と解説、キャッチオール規制等
- ・名称：平成27年度 安全保障貿易管理研修会 分野別研修会
＜化学製材・別表第2化学品関連＞
開催日：平成28年1月28日（木）
会場：日本消防会館（東京）
本学参加者：安全保障輸出管理室1名
内容：輸出令 化学品の概要、化学製剤及び原料物質について

③その他

- 1) 輸出管理デー・フォー・アカデミア実行委員会（EFA）主催

名称：輸出管理 DAY for ACADEMIA 2016

開催日：2月26日（金）

会場：芝浦工業大学 豊洲キャンパス（東京）

本学参加者：安全保障輸出管理室1名

内容：大学における研究活動と輸出管理上の課題、規制機関からみた輸出管理を取りま
く現在の状況等

3. 学外に向けた対応

○講演等

①Strategic Trade and Technology Control Seminarにおける講演

開催日：平成27年5月6日（水）

会場：済州国際会議センター（韓国）

講演者：佐々木孝彦 前委員長

講演タイトル：Security Export Control in Tohoku University

②文部科学省、経済産業省主催説明会における講演

名称：平成27年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会

開催日：平成27年9月3日（木）

会場：さいたま新都心合同庁舎1号館講堂（さいたま）

講演者：佐々木孝彦 前委員長

内容：東北大学における安全保障輸出管理

資 料

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程

平成 22 年 1 月 27 日

規第 1 号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 管理体制（第5条—第12条）
- 第3章 安全保障輸出管理委員会（第13条—第19条）
- 第4章 手続（第20条—第22条）
- 第5章 管理（第23条—第26条）
- 第6章 危機管理（第27条）
- 第7章 教育（第28条・第29条）
- 第8章 監査（第30条）
- 第9章 懲戒（第31条）
- 第10章 雜則（第32条・第33条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出の適切な管理について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の教員その他の職員（以下「教員等」という。）が行う技術（外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表中欄に掲げる技術をいう。以下同じ。）の提供及び貨物（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1中欄に掲げる貨物をいう。以下同じ。）の輸出に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 外為法等 外國為替及び外國貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく命令、通達等をいう。
- 二 技術の提供 外國における技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者（外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。）への技術の提供（非居住者へ再提供されることが明らかな又はその可能性が高い居住者（外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。）への技術の提供を含む。）をいい、情報交換に伴うものを含む。
- 三 貨物の輸出 外國を仕向地として貨物を送付すること（外國に向けて貨物を携行すること及び貨物の国内における送付で、外國を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。）

をいう。

四 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。

五 部局 各研究科、教育情報学研究部、各附置研究所、病院、各学内共同教育研究施設等、各特定事業組織、高等研究機構、総合技術部、原子分子材料科学高等研究機構、情報シナジー機構、東北メディカル・メガバンク機構、イノベーション戦略推進本部、国際連携推進機構、学位プログラム推進機構及び災害復興新生研究機構をいう。

六 リスト規制技術 外為令別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。

七 リスト規制貨物 輸出令別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。

八 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物（以下「リスト規制技術等」という。）に該当するか否かを判定することをいう。

九 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。

十 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。

十一 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（大量破壊兵器等に該当するものを除く。）をいう。

十二 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

（基本方針）

第4条 本学における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

一 國際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと。

二 取引に当たっては、外為法等及びこの規程（この規程により別に定めるものを含む。）を遵守すること。

三 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理に係る体制の整備及び充実を図ること。

第2章 管理体制

（安全保障輸出管理最高責任者）

第5条 本学における輸出管理上の重要事項の最終的な決定を行うため、本学に、安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置く。

2 最高責任者は、総長をもって充てる。

（安全保障輸出管理統括責任者）

第6条 本学に、最高責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を統括させるため、安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

（安全保障輸出全学管理責任者）

第7条 本学に、統括責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を掌理させるため、安全保障輸出全学管理責任者（以下「全学管理責任者」という。）を置く。

2 全学管理責任者は、統括責任者が指名する本学の教員等をもって充てる。

(安全保障輸出管理マネージャー)

第8条 本学に、全学管理責任者の命を受け、その業務を補佐させるため、安全保障輸出管理マネージャー（以下「輸出管理マネージャー」という。）を置く。

2 輸出管理マネージャーは、次条第2項に定める安全保障輸出管理室長をもって充てる。

(安全保障輸出管理室)

第9条 本学における輸出管理に関する事項について企画し、連絡調整し、及びその業務を処理するとともに、教員等からの相談及び通報への対応に当たるため、別に定めるところにより、本学に、安全保障輸出管理室（以下「管理室」という。）を置く。

2 管理室に、別に定めるところにより、室長を置く。

(安全保障輸出部局管理責任者等)

第10条 部局に、当該部局における輸出管理に関する業務を統括させるため、安全保障輸出部局管理責任者（以下「部局管理責任者」という。）を置く。

2 部局管理責任者は、部局の長をもって充てる。

3 部局管理責任者は、当該部局における輸出管理を適正かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、その指名する教員等に業務を補佐させることができる。

(安全保障輸出管理アドバイザー)

第11条 部局管理責任者は、外為法等における専門的な助言を行わせることにより、当該部局における輸出管理を円滑に実施するため必要があると認めるときは、安全保障輸出管理アドバイザー（以下「輸出管理アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 前項の規定により輸出管理アドバイザーを置く場合において、部局の事情によって固有の輸出管理アドバイザーを置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。

3 輸出管理アドバイザーは、部局管理責任者が指名する教員等（前項の規定により複数の部局が合同で置く場合にあっては、当該複数の部局の部局管理責任者が指名する当該複数の部局の教員等）をもって充てる。

(安全保障輸出管理担当者)

第12条 部局に、当該部局の部局管理責任者の命を受け、当該部局における輸出管理に関する事務を処理させるため、安全保障輸出管理担当者（以下「輸出管理担当者」という。）を置く。ただし、部局の事情によって固有の輸出管理担当者を置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。

2 輸出管理担当者は、前項本文の規定に定める場合にあっては当該部局の部局管理責任者が指名する当該部局の事務職員をもって、前項ただし書の規定に定める場合にあっては当該複数の部局の部局管理責任者が指名する当該複数の部局の事務職員をもって充てる。

第3章 安全保障輸出管理委員会

(安全保障輸出管理委員会の設置)

第13条 本学に、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第14条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 該非判定及び取引審査の本部判定の審議に関する事項
- 二 輸出管理に係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- 三 輸出管理に係る教育及び監査の実施に関する事項
- 四 統括責任者からの諮問事項の調査審議に関する事項
- 五 その他輸出管理に関する重要事項

(組織)

第15条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー
- 二 総務企画部長並びに総務企画部コンプライアンス推進課長、人事企画部人事給与課長、教育・学生支援部留学生課長、財務部資産管理課長及び国際交流課長
- 三 輸出管理マネージャー
- 四 その他委員会が必要と認めた者 若干人

(委員長)

第16条 委員会の委員長は、全学管理責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(委嘱)

第17条 第15条第4号に掲げる委員は、総長が委嘱する。

(任期)

第18条 第15条第4号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(構成員以外の者の出席)

第19条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第4章 手続

(事前確認)

第20条 教員等は、取引を行おうとするときは、別に定めるところにより、所定の輸出管理シートに基づき外為令の例外規定（外為令第17条第5項の規定をいう。）への該当の有無等について確認を行い、該非判定及び取引審査の手続の要否について部局管理責任者の事前確認を得なければならない。

(該非判定・取引審査)

第21条 教員等は、前条により該非判定及び取引審査の手続を要する旨部局管理責任者の事前確認を得た取引を行おうとするとき又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引その他別に定める取引を行おうとするときは、所定の輸出管理シートに基づき次に掲げる確認を行い、別に定めるところにより、部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者による該非判定及び取引

審査を受け、その承認を得なければならない。

- 一 該非の確認 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術等に該当するか否かを確認すること。
 - 二 輸出令の例外規定の確認 前号により輸出しようとする貨物がリスト規制貨物に該当することを確認した場合に、当該貨物が輸出令第4条第1項の規定に該当するか否かを確認すること。
 - 三 相手先の確認 取引の相手先について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等への関与が懸念されるか否かを確認すること。
 - 四 用途の確認 取引の相手先における用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないか否かを確認すること。
- 2 教員等は、取引審査により承認が得られた取引において、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じた場合又は提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じた場合は、改めて前条の規定により所定の輸出管理シートに基づき部局管理責任者の事前確認を得るものとする。

(役務取引許可又は輸出許可に係る申請)

第22条 教員等は、取引審査により部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者から経済産業大臣の許可を要するものとして承認が得られた取引を行おうとする場合は、外為法等の定めるところにより役務取引許可申請書若しくは特定記録媒体等輸出等許可申請書又は輸出許可申請書を作成し、別に定めるところにより輸出管理マネージャーの確認を得なければならない。

- 2 教員等は、前項の規定により輸出管理マネージャーの確認が得られた場合は、別に定めるところにより、最高責任者からの委任に基づき経済産業大臣あて許可申請を行うものとする。
- 3 教員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を得ない限り、当該取引を行ってはならない。

第5章 管理

(調査)

第23条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、別に定めるところにより、毎年、所定の調査票に基づき、リスト規制技術等の保有状況等について調査を行うものとする。

(技術の提供管理)

第24条 教員等は、技術の提供を行う場合は、事前確認又は該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、教員等は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。
- 3 教員等は、前二項の確認ができない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第25条 教員等は、貨物の輸出を行う場合は、事前確認又は該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、教員等は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。

- 3 教員等は、前二項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 4 教員等は、貨物の輸出を行う場合において通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続を取り止め、全学管理責任者にその旨を報告しなければならない。
- 5 全学管理責任者は、前項の報告があった場合には、統括責任者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(文書等の保存等)

第26条 教員等は、輸出管理の手続に必要な文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の作成に当たっては、事実に基づき正確に記載しなければならない。

- 2 教員等は、輸出管理に係る文書、図画又は電磁的記録について、別に定めるところにより、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して、少なくとも7年間保管しなければならない。

第6章 危機管理

(通報及び報告)

第27条 教員等は、外為法等若しくはこの規程に対する違反若しくは違反のおそれがあることを知った場合又は外国において技術若しくは貨物を紛失し、若しくは盗難に遭った場合は、速やかに部局管理責任者を経由して全学管理責任者にその旨を通報しなければならない。

- 2 全学管理責任者は、前項の通報があった場合は、直ちに統括責任者にその旨を通報するとともに、当該通報の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。
- 3 統括責任者は、前項の報告において、外為法等に違反している事実が明らかとなった場合又は違反したおそれがある場合は、速やかに学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。この場合において、当該報告の内容が特に重大な違反であるときは、あらかじめ最高責任者に報告し、対応について協議するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者は、取引審査において取引を承認した後（経済産業大臣の許可が必要な取引にあっては、当該許可が得られた後）、当該取引について大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれ、その他輸出管理上の懸念があることが明らかとなった場合は、統括責任者にあっては最高責任者に、部局管理責任者又は全学管理責任者にあっては統括責任者を経由して最高責任者に遅滞なく報告し、対応について協議するとともに、関係行政機関に報告するものとする。

第7章 教育

(教員等への教育)

第28条 外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、委員会は、統括責任者が定める輸出管理に係る教育の基本方針に基づき、教員等に対し、輸出管理に関する教育を計画的に行うものとする。

- 2 部局管理責任者は、当該部局の教員等に対し、輸出管理について理解を深め、及び意識の高揚を図るための啓発その他必要な情報の提供に努めるものとする。

(学生等への教育)

第29条 教員等は、リスト規制技術等を保管し、又は使用する教室、研究室等を利用する学生等に対し、外為法等の理解を深めさせるため、必要な教育を行うよう努めるものとする。

第8章 監査

(監査)

第30条 本学における輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、委員会は、統括責任者が定める輸出管理に係る監査の基本方針に基づき、業務の監査を定期的に行うものとする。

- 2 委員会は、前項の監査の実施に当たり必要と認めるときは、統括責任者が指名する教員等又は外為法等に関し専門的知識を有する教員等以外の者に行わせることができる。

第9章 懲戒

(懲戒)

第31条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した教員等及びこれに関与した教員等は、国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規第46号）その他適用される就業規則の規定に基づく懲戒の対象とする。

第10章 雜則

(事務)

第32条 輸出管理に関する事務は、国立大学法人東北大学事務組織規程（平成16年規第151号）の定めるところによる。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年3月1日から施行し、第26条第2項の規定は、平成21年11月1日以後の取引に係る文書、図画及び電磁的記録から適用する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第18条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成22年4月13日規第55号改正）

この規程は、平成22年4月13日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年7月13日規第73号改正）

この規程は、平成22年7月13日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成22年11月9日規第94号改正）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年2月9日規第4号改正）

- 1 この規程は、平成23年2月9日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第20条又は第21条の規定により事前確認又は該非判定及び取引審査の手続を行っている取引に係る事前確認又は該非判定及び取引審査の手続は、改正後の

第20条又は第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月11日規第94号改正）

この規程は、平成23年10月11日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、平成23年10月1日から適用する。

附 則（平成24年3月13日規第20号改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月8日規第64号改正）

この規程は、平成24年5月8日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は平成24年2月1日から、改正後の第15条第2号の規定は平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年4月23日規第79号改正）

この規程は、平成25年4月23日から施行し、改正後の第3条第5号及び第15条第2号の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月22日規第98号改正）

この規程は、平成26年4月22日から施行し、改正後の第3条第5号及び第15条第2号の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年7月8日規第129号改正）

この規程は、平成26年7月8日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成26年7月1日から適用する。

附 則（平成26年12月22日規第158号改正）

この規程は、平成26年12月22日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年4月28日規第70号改正）

この規程は、平成27年4月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月26日規第60号改正）

この規程は、平成28年4月26日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成28年4月1日から適用する。

東北大学安全保障輸出管理体制図

« 東北大学 »

最高責任者
(総長)

統括責任者
(理事・副学長)

委員長
(全学管理責任者)
安全保障輸出管理委員会

委員(事務職員)

安全保障輸出管理室
・室長(輸出管理マネージャー)
関係部署の長

部局管理責任者
専攻長等

輸出管理担当者

所定の担当係

申請者
(教員等)

- ①基本方針・基本施策の決定
- ②規程の改廃
- ③危機発生時の対応策の最終決定
- ④輸出管理上の重要事項に関する決定

- ①輸出管理業務の統括
- ②規程に基づく細則等の制定及び改廃
- ③該非判定・取引審査の最終確認
- ④監査及び教育に係る基本方針の策定
- ⑤危機発生時の対応策の策定

【委員長・全学輸出管理責任者】

- ①輸出管理業務の実務上の統括
- ②該非判定・取引審査の本部判定
- ③危機発生時の総括及び情報管理
- ④監査及び教育の実施(総括)
- 【安全保障輸出管理室・室長(輸出管理マネージャー)】
- ①全学管理責任者の補佐
- ②教員等からの相談への対応
- ③経済産業省への問い合わせ窓口
- ④規程、細則等の立案
- ⑤監査及び教育の実施(企画・実務)
- ⑥危機発生時の初期対応・連絡調整
- ⑦法令情報及び学内外の情報の収集・整理
- 【安全保障輸出管理委員会委員】
- ①該非判定・取引審査の本部判定への助言
- ②その他輸出管理に係る専門的助言

- ①部局における輸出管理業務の統括
- ②該非判定・取引審査の部局判定
- ③外国における技術・貨物の紛失・盗難時の通報
- ④危機発生時の報告

- ①外為法上の専門的な助言

本部責任者等名簿(平成 26 年度)

責任者等	氏名	職名
最高責任者	里見 進	総長
統括責任者	兵頭 英治	副学長（法務コンプライアンス担当）
委員長兼 全学管理責任者兼 輸出管理アドバイザー	佐々木 孝彦	金属材料研究所 教授
副委員長	吉見 享祐	大学院工学研究科 教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	倉田 祥一朗	大学院薬学研究科 教授
委員兼 総務企画部長兼コンプライアン ス推進課長	齋藤 仁	総務企画部長兼コンプライアンス推進 課長
委員兼 輸出管理マネージャー兼 安全保障輸出管理室長	早坂 哲夫	総務企画部 コンプライアンス推進課 安全保障輸出管理室長
安全保障輸出管理室 室員	櫻井 香奈	総務企画部 コンプライアンス推進課 安全保障輸出管理室 事務一般職員
安全保障輸出管理室 室員	菅原 くみ	総務企画部 コンプライアンス推進課 安全保障輸出管理室 事務補佐員

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

本部責任者等名簿(平成 27 年度)

責任者等	氏名	職名
最高責任者	里見 進	総長
統括責任者	兵頭 英治	副学長（法務コンプライアンス担当）
委員長兼 全学管理責任者兼	吉見 享祐	大学院工学研究科 教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	倉田 祥一朗	大学院薬学研究科 教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	鴨志田 和良	原子分子材料科学高等研究機構 安全 衛生管理室長
委員兼 総務企画部長	齋藤 仁	総務企画部長
委員兼 総務企画部コンプライアンス推進課長兼安全保障輸出管理室長 輸出管理マネージャー	丸本 俊彦	総務企画部コンプライアンス推進課長 兼安全保障輸出管理室長
安全保障輸出管理室 室員	菊地 綾子	総務企画部 コンプライアンス推進課 安全保障輸出管理室 専門職員
安全保障輸出管理室 室員	櫻井 香奈	総務企画部 コンプライアンス推進課 安全保障輸出管理室 主任
安全保障輸出管理室 室員	菅原 くみ	総務企画部 コンプライアンス推進課 安全保障輸出管理室 事務補佐員

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

安全保障輸出管理委員会委員 名簿（平成 26 年度）

No.	区分	氏名	所属・役職
1	委員長	佐々木 孝彦	金属材料研究所 教授
2	副委員長	倉田 祥一郎	薬学研究科 教授
3	副委員長	吉見 享祐	工学研究科 教授
4	委員	飛田 博実	理学研究科 教授
5	委員	本堂 毅	理学研究科 准教授
6	委員	北本 哲之	医学系研究科 教授
7	委員	堀井 明	医学系研究科 教授
8	委員	齋藤 正寛	歯学研究科 教授
9	委員	小川 和洋	工学研究科 教授
10	委員	安斎 浩一	工学研究科 教授
11	委員	松本 祐司	工学研究科 教授
12	委員	阿部 敬悦	農学研究科 教授
13	委員	滝沢 寛之	情報科学研究科 准教授
14	委員	菅野 明	生命科学研究科 准教授
15	委員	駒井 武	環境科学研究科 教授
16	委員	芳賀 洋一	医工学研究科 教授
17	委員	吉川 彰	金属材料研究所 教授
18	委員	佐藤 靖史	加齢医学研究所 教授
19	委員	石本 淳	流体科学研究所 教授
20	委員	石山 和志	電気通信研究所 教授
21	委員	高桑 雄二	多元物質科学研究所 教授
22	委員	奥村 誠	災害科学国際研究所 教授
23	委員	高橋 一徳	東北アジア研究センター 助教
24	委員	白井 淳平	ニュートリノ科学研究センター 准教授
25	委員	粕壁 善隆	高度教養教育・学生支援機構 教授
26	委員	島津 武仁	学際科学フロンティア研究所 教授
27	委員	酒見 泰寛	サイクロotron・ラジオアイソトープセンター 教授
28	委員	村上 智信	未来科学技術共同研究センター 教授
29	委員	阿部 亨	サイバーサイエンスセンター 准教授
30	委員	鴨志田 和良	原子分子材料科学高等研究機構 安全衛生管理室長

31	委員	田 邊 修	東北メディカル・メガバンク機構 教授
32	委員	坪 井 明 人	東北メディカル・メガバンク機構 教授
33	委員	戸 津 健太郎	マイクロシステム融合研究開発センター 准教授
34	委員	羽 生 貴 弘	国際集積エレクトロニクス研究開発センター 教授
35	委員	齋 藤 仁	総務企画部長兼コンプライアンス推進課長
36	委員	山 田 純 司	人事企画部人事給与課長
37	委員	我 妻 建 史	教育・学生支援部留学生課長
38	委員	近 藤 隆	財務部資産管理課長
39	委員	我 妻 靖	国際交流課長
40	委員	早 坂 哲 夫	安全保障輸出管理室長 輸出管理マネージャー

(平成27年3月31日現在)

安全保障輸出管理委員会委員 名簿（平成 27 年度）

No.	区分	氏名	所属・役職
1	委員長	吉見享祐	工学研究科 教授
2	副委員長	倉田祥一朗	薬学研究科 教授
3	副委員長	鴨志田和良	原子分子材料科学高等研究機構 安全衛生管理室長
4	委員	飛田博実	理学研究科 教授
5	委員	日野亮太	理学研究科 教授
6	委員	堀井明	医学系研究科 教授
7	委員	赤池孝章	医学系研究科 教授
8	委員	齋藤正寛	歯学研究科 教授
9	委員	安斎浩一	工学研究科 教授
10	委員	高偉	工学研究科 教授
11	委員	松本祐司	工学研究科 教授
12	委員	吉田和哉	工学研究科 教授
13	委員	阿部敬悦	農学研究科 教授
14	委員	滝沢寛之	情報科学研究科 准教授
15	委員	菅野明	生命科学研究科 准教授
16	委員	駒井武	環境科学研究科 教授
17	委員	芳賀洋一	医工学研究科 教授
18	委員	吉川彰	金属材料研究所 教授
19	委員	佐藤靖史	加齢医学研究所 教授
20	委員	伊藤高敏	流体科学研究所 教授
21	委員	石山和志	電気通信研究所 教授
22	委員	高桑雄二	多元物質科学研究所 教授
23	委員	奥村誠	災害科学国際研究所 教授
24	委員	高橋一徳	東北アジア研究センター 助教
25	委員	白井淳平	ニュートリノ科学研究センター 教授
26	委員	粕壁善隆	高度教養教育・学生支援機構 教授
27	委員	島津武仁	学際科学フロンティア研究所 教授
28	委員	酒見泰寛	サイクロotron・ラジオアイソトープセンター 教授
29	委員	竹之内修	未来科学技術共同研究センター 教授
30	委員	阿部亨	サイバーサイエンスセンター 准教授

31	委員	坪 井 明 人	東北メディカル・メガバンク機構 教授
32	委員	布 施 昇 男	東北メディカル・メガバンク機構 教授
33	委員	戸 津 健太郎	マイクロシステム融合研究開発センター 准教授
34	委員	羽 生 貴 弘	国際集積エレクトロニクス研究開発センター 教授
35	委員	齋 藤 仁	総務企画部長
36	委員	山 田 純 司	人事企画部人事給与課長
37	委員	我 妻 建 史	教育・学生支援部留学生課長
38	委員	近 藤 隆	財務部資産管理課長
39	委員	我 妻 靖	国際交流課長
40	委員	丸 本 俊 彦	総務企画部コンプライアンス推進課長兼安全保障輸出管理室長

(平成28年3月31日現在)

安全保障輸出管理委員会アドバイザー 名簿

No.	氏名	所属・役職	在任時職名	在任期間
1	橋爪 秀利	大学院工学研究科 教授	委員長 全学管理責任者	平成 22 年 3 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日
2	根東 義則	大学院薬学研究科 教授	副委員長	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日
3	大町真一郎	大学院工学研究科 教授	副委員長	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
4	佐々木孝彦	金属材料研究所 教授	委員長 全学管理責任者	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

安全保障輸出管理アドバイザー 名簿（平成 26 年度）
 (委員を兼ねない者に限る)

No.	氏名	所属・役職
1	美齊津文典	大学院理学研究科 教授
2	小川 卓克	大学院理学研究科 教授
3	清水 律子	大学院医学系研究科 教授
4	鈴木 貴	大学院医学系研究科 教授
5	安藤 康夫	大学院工学研究科 教授
6	田中 仁	大学院工学研究科 教授
7	須川 成利	大学院工学研究科 教授
8	阿部 弘亨	金属材料研究所 教授
9	山根 久典	多元物質科学研究所 教授
10	佐藤 源之	東北アジア研究センター 教授

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

安全保障輸出管理アドバイザー 名簿（平成 27 年度）
 (委員を兼ねない者に限る)

No.	氏名	所属・役職
1	美齊津文典	大学院理学研究科 教授
2	小川 卓克	大学院理学研究科 教授
3	鈴木 貴	大学院医学系研究科 教授
4	高瀬 圭	大学院医学系研究科 教授
5	安藤 康夫	大学院工学研究科 教授
6	田中 仁	大学院工学研究科 教授
7	須川 成利	大学院工学研究科 教授
8	佐々木孝彦	金属材料研究所 教授
9	山根 久典	多元物質科学研究所 教授
10	佐藤 源之	東北アジア研究センター 教授

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

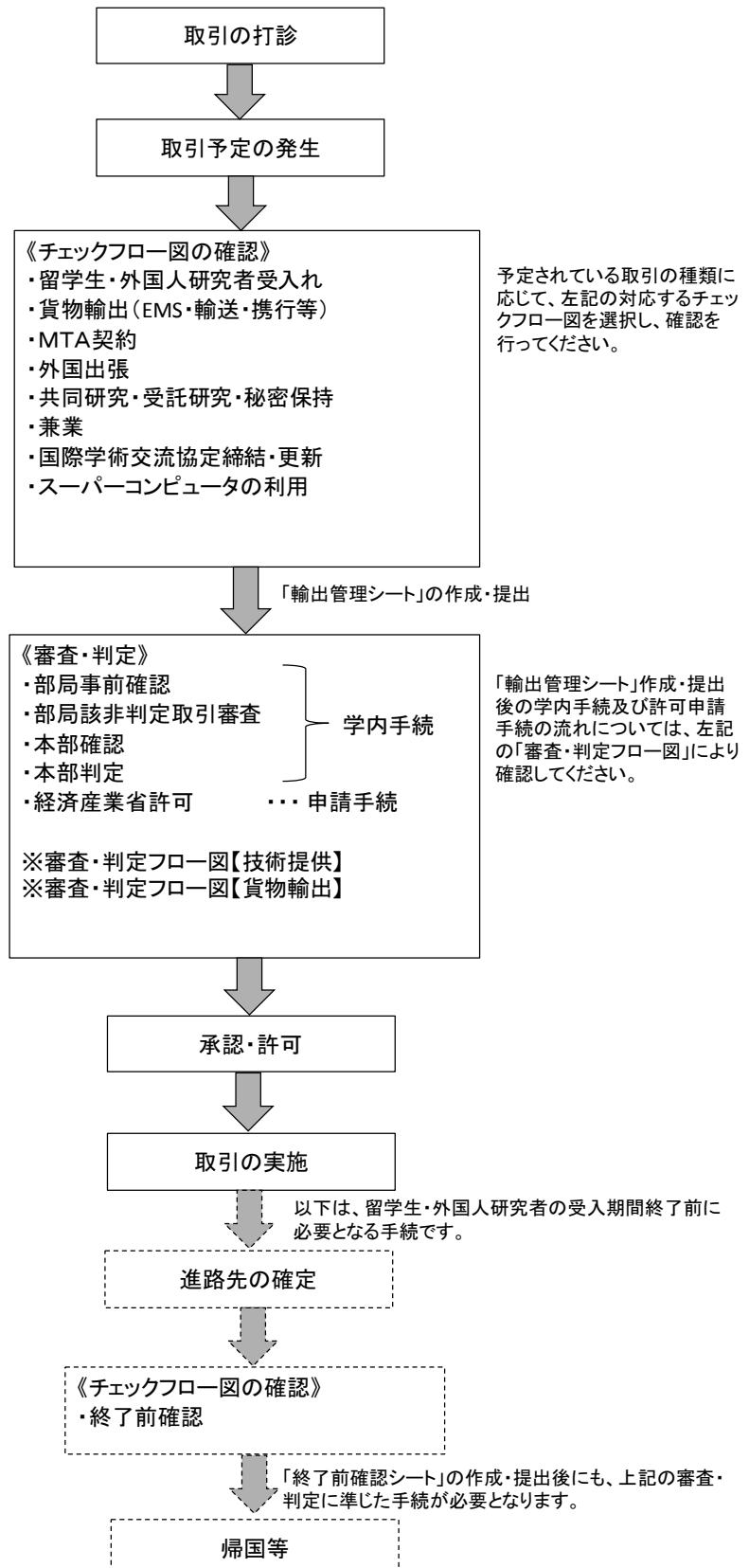
安全保障輸出管理担当者 名簿

所属・役職（補助者）	担当部局名
文学部・文学研究科総務係長	文学研究科
教育学部・教育学研究科総務係長	教育学研究科 教育情報学教育部 教育情報学研究部
法学部・法学研究科総務係長	法学研究科
経済学部・経済学研究科総務係長	経済学研究科
理学部・理学研究科総務係長	理学研究科 電子光理学研究センター ニュートリノ科学研究センター 学術資源研究公開センター
医学部・医学系研究科 総務室長 (医学部・医学系研究科研究安全管理室)	医学系研究科 動物実験センター
歯学部・歯学研究科総務係長	歯学研究科
薬学部・薬学研究科総務係長	薬学研究科
工学部・工学研究科総務課長 (工学部・工学研究科総務課総務係)	工学研究科 環境科学研究科 医工学研究科 未来科学技術共同研究センター 環境保全センター 国際集積エレクトロニクス研究開発センター レアメタル・グリーンイノベーション 研究開発センター
農学部・農学研究科事務長 (農学部・農学研究科総務係)	農学研究科
国際文化研究科総務係長	国際文化研究科
情報科学研究科総務係長	情報科学研究科
生命科学研究科総務係長	生命科学研究科
金属材料研究所総務課研究協力係長	金属材料研究所
加齢医学研究所専門職員	加齢医学研究所 遺伝子実験センター

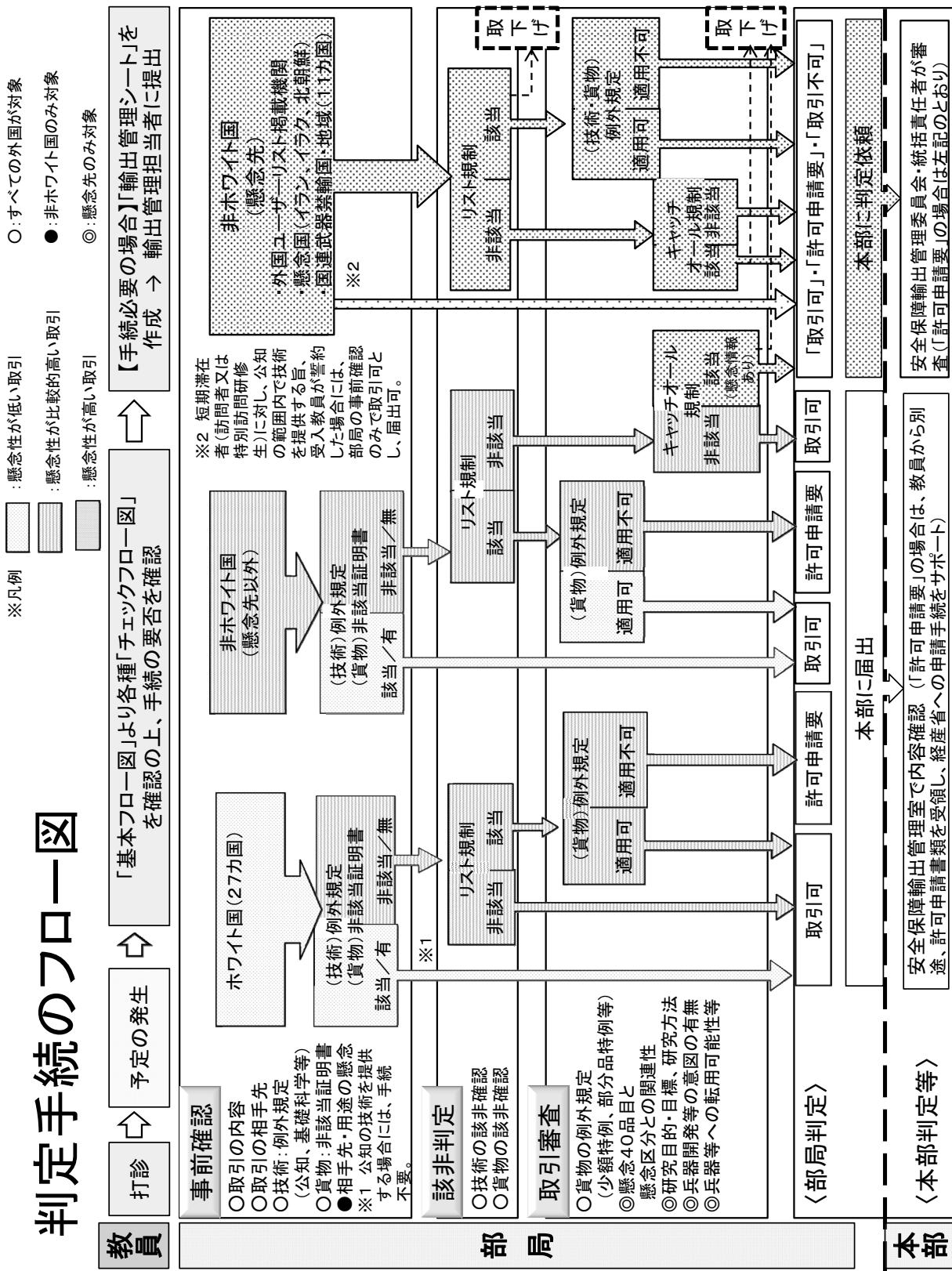
所属・役職（補助者）	担当部局名
流体科学研究所総務係長	流体科学研究所
電気通信研究所総務係長	電気通信研究所 省エネルギー・スピントロニクス集積化システムセンター
多元物質科学研究所総務課長 (多元物質科学研究所研究協力係長) (多元物質科学研究所総務係)	多元物質科学研究所
災害科学国際研究所総務係長	災害科学国際研究所
東北大学病院臨床研究・研修支援室研究協力係長	病院
国際文化研究科(東北アジア研究センター担当)主任	東北アジア研究センター
学務課学務企画係長	高等教養教育・学生支援機構 教育情報基盤センター
学際科学フロンティア研究所事務室事務職員	学際フロンティア研究所
サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター事務室長	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター
情報部情報基盤課総務係長	サイバーサイエンスセンター
埋蔵文化財調査室事務補佐員	埋蔵文化財調査室
原子分子材料科学高等研究機構国際学術・研究協力係	原子分子材料科学高等研究機構 (WPI)
東北メディカル・メガバンク機構研究協力係長	東北メディカル・メガバンク機構
マイクロシステム融合研究開発センター支援室長	マイクロシステム融合研究開発センター

(平成28年3月31日現在)

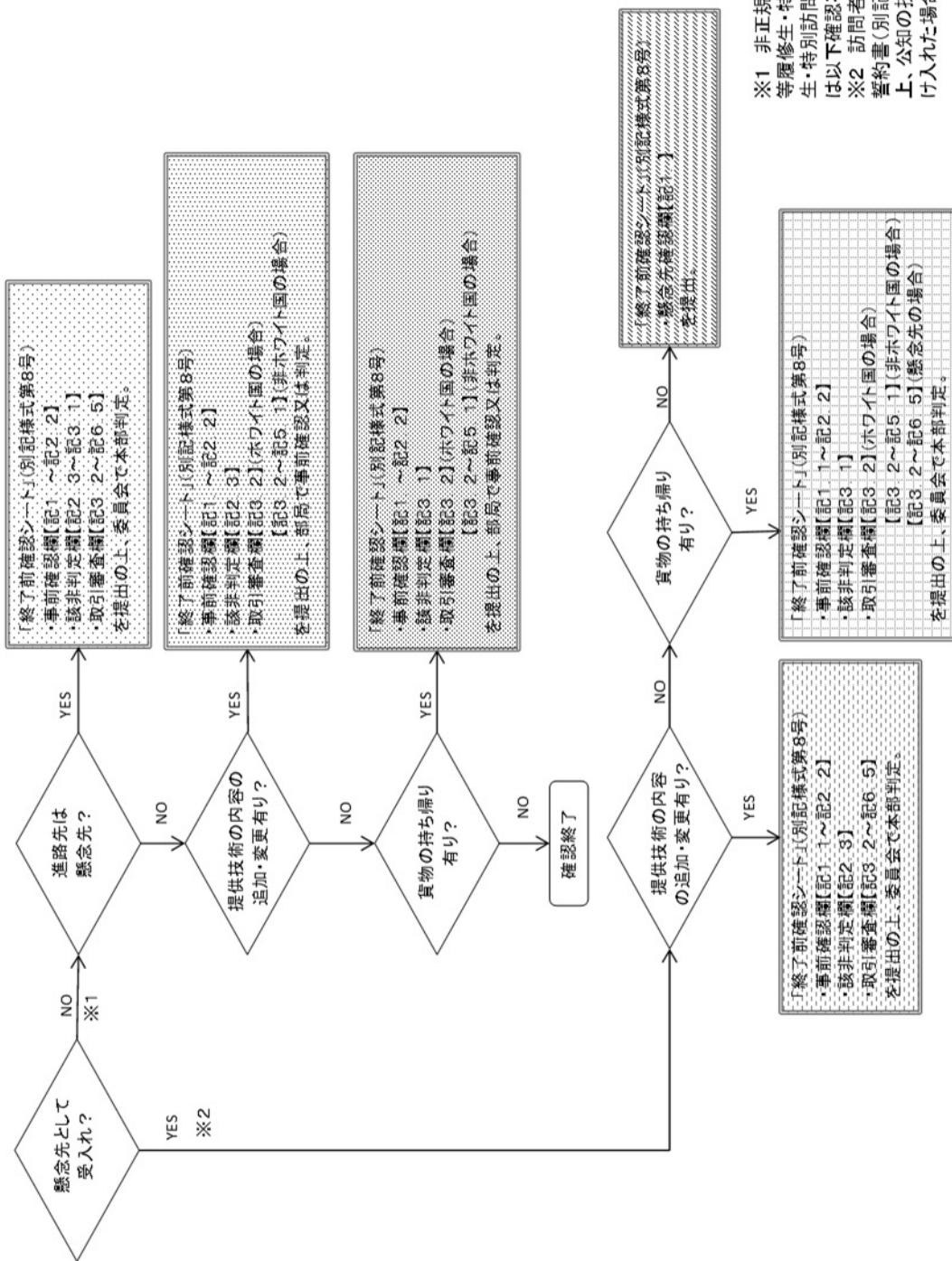
《基本フロー図》



判定手続のフロー図



終了前確認チェックフロー図(簡略版)



安全保障輸出管理に関する 教員全学講習会 【片平・北青葉山地区】

開催日 平成27年11月13日（金）13時～14時【片平地区】
平成27年11月13日（金）15時～16時【北青葉山地区】
場 所 エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室【片平地区】
薬学研究科1階 大講義室【北青葉山地区】
講 師 安全保障輸出管理委員会委員長兼安全保障輸出全学管理責任者
工学研究科 教授 吉見 享祐

1

1.日本の安全保障 輸出管理規制

2

安全保障輸出管理とは

先進国がもっている高度な機械や技術が、大量破壊兵器を開発等している国などに渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化を招きます。その脅威を未然に防止するために、先進国を中心とした枠組みを作り貿易管理に取り組んでいます。



3

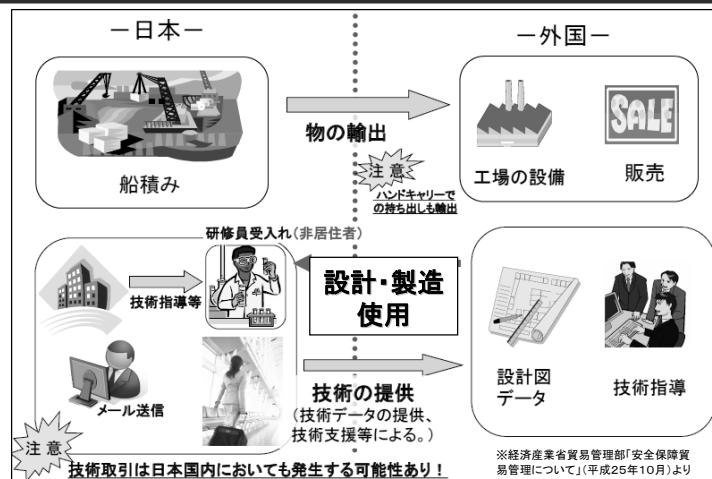
外為法の規制

特定の貨物を外国に輸出し、又は
特定の技術を外国若しくは非居住者に提供する
に当たり、一定の要件に該当する場合には、
事前に経済産業大臣の許可を必要とする

一般的には…

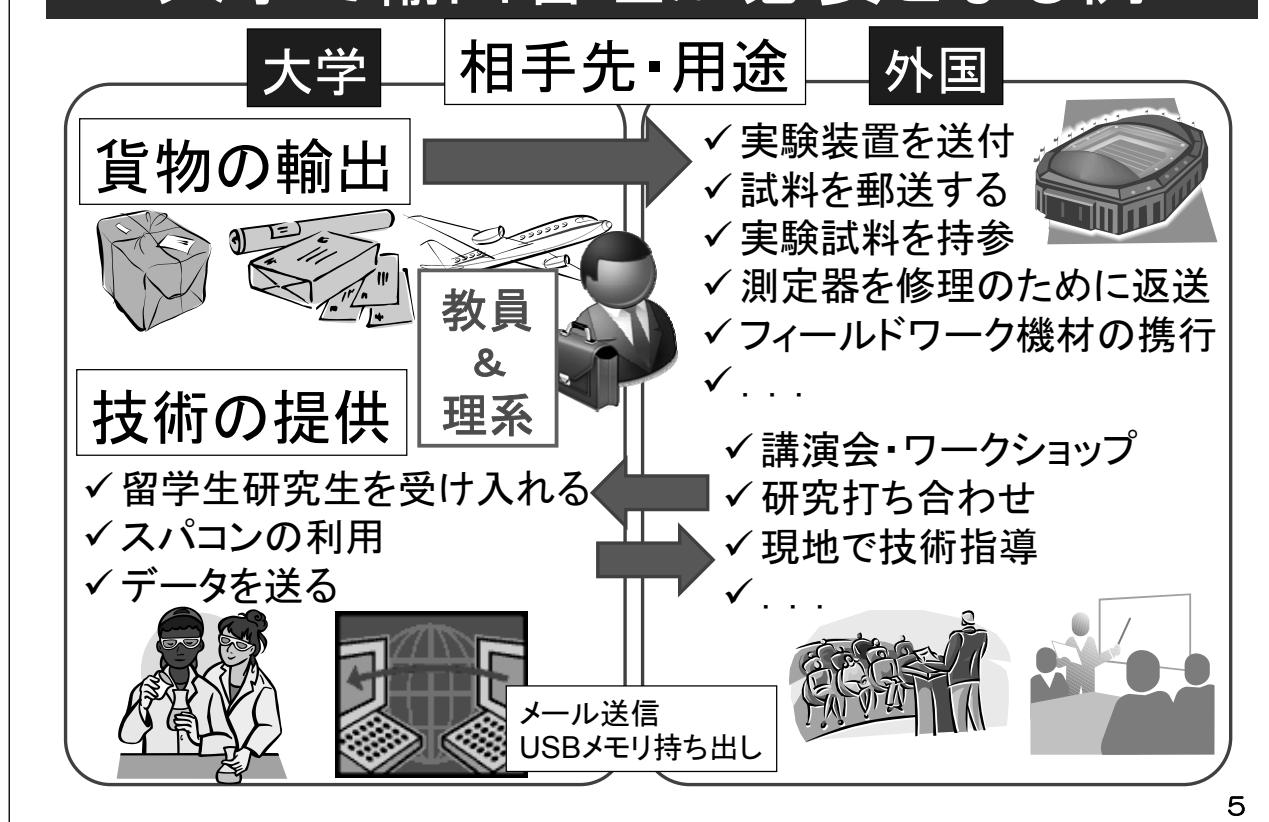
輸出企業や貿易会社
メーカーの製品開発

に関係する問題のように
考えがちだが…



4

大学で輸出管理が必要となる例



5

外為法の2種類の規制

✓ 貨物や技術で判断

➤ リスト規制【すべての国・地域対象】

輸出する貨物又は提供する技術がリスト規制に該当する場合には、相手先を問わず、原則として経済産業大臣の事前の許可が必要となる制度

✓ 相手先や使われ方で判断

➤ キャッチオール規制【非ホワイト国対象】

輸出する貨物又は提供する技術がリスト規制に該当しない場合であっても、相手先や使われ方により、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には、原則として経済産業大臣の事前の許可が必要となる制度

6

リスト規制(外為法の規制その1)

規制対象国・地域 → 全ての国・地域

規制対象品目 大量破壊兵器や通常兵器の開発に使用することが可能な物質・機材・技術…軍民両用(デュアル・ユース)

許可が必要となるケース

- 提供する試料や送付・携行する研究機器が貨物のマトリクス表に該当する場合
- 研究指導する内容や提供する実験データ・技術資料等が技術のマトリクス表(貨物・技術一体化マトリクス表)に該当する場合

例	民生用途	軍事懸念用途
重水素 重水素化合物	有機化学・生化学 医薬品研究 NMRの重溶媒	核兵器の原材料 (核融合燃料)
シアノ化ナトリウム	薬品の素材合成	化学兵器の原材料
遠心分離機	細胞の分離	ウラン濃縮 生物兵器の製造
チタン合金	人工関節・人口骨 航空機の構造材料	ミサイルの構造 材料

7

リスト規制貨物一覧

2015.10.1 施行

項目番号	輸出許可品目名	項目番号	輸出許可品目名	項目番号	輸出許可品目名	項目番号	輸出許可品目名
1 武器							
(1)	銃砲・銃砲弾等	(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置	(44)	遠隔操作のマニピュレーター	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(2)	爆発物・発射装置等	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉等	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等
(3)	火薬類・軍用燃料	(14)	アイソスタチックプレス等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(15)	ロボット等	(47)	トリチウム	(18)	アビオニクス装置等
(5)	指向性エネルギー兵器等	(16)	振動試験装置等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(19)	ロケット・UAV用熱電池
(6)	運動エネルギー兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材 (アルミニウム合金等)	(49)	白金触媒	(20)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(18)	ペリリウム	(50)	ヘリウム3	(21)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(8)	軍用船舶等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(51)	ヘリウム等の一次製品	(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(20)	ほう素10	(52)	防爆構造の容器	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性的な物質・原料	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(22)	るっぽ	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24)の(2)	ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(23)	ハニカム	(1)	軍用細菌製剤の原料	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(24)	リチウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レーダー
(13)の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(25)	タングステン	(1)	4 ミサイル	(1)	ふつ素化合物製品
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(26)	ジルコニウム	(2)	ロケット・製造装置等	(2)	ビニケンブルオット・圧電重合体他
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(27)	ふつ素製造用電解槽	(3)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(16)	兵器製造用機械装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(4)	ロケット・誘導装置・試験装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(29)	心式力式釣合試験機	(5)	ロケット・推進装置等	(5)	チタニウムなどの合金粉、製造装置等
2 原子力							
(1)	核燃料物質・核原料物質	(30)	フィラメントワインディング装置等	(6)	ロケット・誘導装置等	(6)	金属性磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(31)	レーザー発振器	(7)	ロケット・推進装置等	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(32)	質量分析計・イオン源	(8)	ロケット・ガスバーナー	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(33)	圧力計・ペローズ弁	(9)	ロケット・ポンプ・ガスタービン	(9)	作動油
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(34)	ソリード・コイル形超電導電磁石	(10)	ロケット・ポンプに使用できる軸受	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(35)	真空ポンプ	(11)	ロケット・推進薬・原料	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・ブルトニウム同位元素分離用装置等	(36)	スクリール型圧縮機等	(12)	ロケット・粉粒体用混合機等	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(37)	直流電源装置	(13)	ロケット・ジッキドル・粉末金属製造装置等	(13)	セラミック粉末
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(38)	電子加速器・エックス線装置	(14)	ロケット・複合材料製造装置等	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(39)	衝撃試験機	(15)	ロケット・ノズル	(15)	ホリゾンタルガラス・ボリラサン他
(10)の2)	ウラン・ブルトニウム製造用装置等	(40)	高速度撮影が可能なカメラ	(16)	ロケット・再突入機先端部製造装置等	(16)	ビスマレード・芳香族ポリイミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(41)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(17)	ロケット・アイソスタチックプレス・制御装置	(17)	ビニケンブルオット・共重合体他
		(42)	核兵器起爆(試験)用貨物	(18)	ロケット・光電子増倍管	(18)	ブリフレグ・ブリフォーム・成型品等
		(43)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(19)	ロケット・複合材用の炉・制御装置	(19)	ほう素・ほう素合金属・硝酸ケニアシン他

8

				2015.10.1施行			
項目番号	輸出許可品目名	項目番号	輸出許可品目名	項目番号	輸出許可品目名	項目番号	輸出許可品目名
6 材料加工				(18)	半導体基板	(7の2)	非球面光学素子
(1)	軸受等	(19)	レジスト	(8)	レーザー発振器等	(20の2)	人工衛星等の制御装置等
(2)	数値制御工作機械	(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(3)	歯車製造用工作機械等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化物	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(4)	アイソスタチックプレス等	(22)	炭化けい素等	(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(5)	コーティング装置等	8 電子計算機				14 その他	
(6)	測定装置等	(1)	電子計算機等	(10)	重力計・重力勾配計	(1)	粉末状の金属燃料
(7)	ロボット等	9 通信				(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(8)	ワード・パック装置他	(1)	伝送通信装置等	(3)	ディーゼルエンジン等	(3)	＜削除＞
(9)	絞りスピニング加工機	(2)	電子交換装置	(4)	自給式潜水用具等	(4)	航空機輸送土木機械等
7 エレクトロニクス				(5)	航用ロボット	(5)	ロボット・制御装置等
(1)	集積回路	(4)	<削除>	(6)	慣性航行装置	(6)	電気制動シャッター
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5)	フェーズドアレーランテナ	(7)	ジャイロコプト等	(7)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(3)	信号処理装置等	(5の2)	監視用方向探知器等	(8)	シヤロ天測航法装置、 衛星航法システム	(8)	簡易爆発装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の3)	無線通信傍受装置等	(9)	ム電波受信機 航空機用高度計等	(9)	爆発物探知装置
(5)	超電導電磁石	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(10)	水中ソナー航法装置等	(10)	
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(5の5)	イターネット通信監視装置等	(11)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他	15 機微品目	
(7)	高電圧用コンデンサ	(6)	製造装置等	11 航法装置			
(8)	エンコーダー	(7)	暗号装置等	(1)	加速度計等	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の2)	サイ立ステーパイ・サイ立ステモジュール	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(2)	ジャイロコプト等	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(8の3)	電力制御用半導体素子	(9)	非暗号型情報通信システム	(3)	慣性航行装置	(3)	核熱源物質
(9)	サンプリングオシロスコープ [。]	(10)	盗聴機知能通信ケーブルシステム等	(4)	ジャイロ天測航法装置、 衛星航法システム	(4)	デジタル伝送通信装置等
波形記憶装置				(4の2)	ム電波受信機 航空機用高度計等	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(11)	デジタル計測用記録装置	(11)	(7)～(10)の設計・製造・測定装置他	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他	(5)	水中探知装置等
(12)	信号発生器	12 海洋関連				(6)	宇宙用光検出器
(13)	周波数分析器	10 センサー等				(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(14)	ネットワークアナライザー	(1)	水中探知装置等	(8)	潜水艇	(8)	潜水艇
(15)	原子周波数標準器	(2)	光検出器・冷却器等	(9)	船舶の部分品・附属装置	(9)	船舶用防音装置
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(3)	センサー用の光ファイバー	(10)	水中カメラ等	(10)	ランジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(16)	半導体製造装置等	(4)	高速度撮影可能なカメラ等	13 推進装置			
(17)	マスク・レチクル等	(5)	反射鏡	(1)	ガスターインエンジン等	* 経済産業省貿易管理部「安全保障貿易管理制度について」(平成27年10月)より	
		(6)	宇宙用光学部品等	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等	9	



東北大

該非判定のツール・手順

東北大学における安全保障輸出管理

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/export/>

MENU

- HOME
- ご挨拶

各種ツール

輸出令第2項

項目番号	項目	項目番号	項目	用語	用語の意味	
輸出令第2項 (15)	ロボットであつて、次に掲げるものの若しくはその部分品又はこれらの制御装置	貨物等省令 第1条 第二十号	ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。)若しくはエンドエフェクターであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの中の制御装置	ロボット	マニピュレーション機構であつて、CP制御又はPTP制御のいずれかによるもののうち(センサーを有するものを含む。)、次の全てに該当するもの	
1 防爆構造のもの	輸出令第6項 (7)装置	イ 工業標準化法 貨物等省 第5条 第九号	輸出令第14項 (7)	ロボット若しくはその制御装置又はこれらの部分品であつて、經濟産業省令で定める仕様のもの(2、6及び12の項の中欄に掲げるものを除く。)	貨物等省令 第13条 6項	輸出令別表第1の14の仕様のものは、ロボット(ボットを除く。以下この項の用の制御装置若しくは工:ずれかに該当するもの又はエンドエフェクターであるも

検索ワード
「ロボット」を入力

※キーワード検索について

- 上記URLからExcelファイルを開き、「ホーム」から「検索と選択」→「検索」をクリック(または、[Ctrl] + [F]キーを押す)。
- 左記の画面になります("検索場所"以下が表示されない場合、"オプション"ボタンを押して表示させて下さい)。
- 検索する文字列にキーワードとなる文字列を入力してください。
- 入力し終わったら、"次を検索"ボタンを押して検索をしてください。

該非判定書（市販品）

市販品の場合 製造会社がリスト規制に該当するかどうかの判定書を発行

米国輸出管理規則に関するご確認

1. 日本国外の井筒当送品のご利用方法

2. DENIED PERSONS (取引禁止対象者)との取引の禁止について

3. 米国輸出管理規則違反した場合

日本アジレント

アンリツ

(米国) 製品を買うとついてくる書類

11

分野	リスト規制品の例
原子力	放射性核種、重水素化合物、ホウ素化合物、炭素繊維、マルエージング鋼、アルミニウム合金、チタン合金、ジルコニウム合金、ニッケル多孔質金属、ヘリウム3、工作機械、誘導炉、アーク炉、高周波溶解炉、ロボット、直流電源装置、高速度カメラ、干渉計、傾斜計
生化学	軍用の生体高分子・ベクター・細胞株、ウイルス、毒素、細菌、菌類、ヒトや動植物に対し病原性・感染性・毒性のあるDNAプラスミド、遺伝子改变生物、クラスⅢ安全キャビネット、発酵槽、培養容器、クロスフロー過装置、遠心分離機、凍結・噴霧乾燥機
化学	フッ化カリウム、ジメチルアミン、フッ化水素、シアノ化ナトリウム、塩化ホスホリル、三塩化リン、亜リン酸トリメチル、ブタジエンとアクリル酸との重合体、フェロセン誘導体、導電性高分子、真空ポンプ、弁、容量0.1m³超の反応器、容量0.1m³超の貯蔵容器、空気中の物質を探知する装置
材料工学	磁性材料、有機繊維、無機繊維、炭素繊維、超電導材料、圧電重合体、ニッケル合金、マグネシウム合金、ニオブ合金、アルミニウム合金、ほう素合金、芳香族化合物、非破壊検査装置、コーティング装置、放電加工装置、ボールミル、ロボット、測定装置(角度の変位、直線上の変位、表面の粗さ等)
半導体工学	集積回路、半導体素子、半導体基板、有機金属化合物、波形記憶装置、ネットワークアナライザ、スパッタ装置、エピタキシャル成長装置、成膜工程等を条件設定するシミュレーションプログラム
情報科学	スーパーコンピュータ、暗号装置、伝送通信装置、光ファイバー、集積回路
センサ	光検出器、イメージセンサ、センサ用光ファイバー、高速度カメラ、光学素子、磁力計、反射鏡、レーザー発振器、光学ガラス、レーダ、無人航空機

※赤: 本学で輸出許可を取得した実績がある貨物

12

キャッチオール規制(外為法の規制その2)

大量破壊兵器関連の規制対象国・地域 → 非ホワイト国（ホワイト国以外）

通常兵器関連の規制対象国・地域 → 国連武器禁輸国・地域

規制対象品目 食料品や木材を除くすべて（スペックは不問）

許可が必要となるケース

- 輸出貨物や提供技術が大量破壊兵器や通常兵器の開発等に使用されるおそれがある場合
- 相手先が大量破壊兵器や通常兵器の開発等を行うおそれがある又は行っていた場合
- 経済産業省から許可を取得するよう通知（インフォーム）を受けた場合

※懸念国、外国ユーザーリスト掲載機関、軍事・国防関連機関、国連武器禁輸国・地域、シリア、ロシア等は非ホワイト国の中でも要注意！

13

相手先の種別(ホワイト国・非ホワイト国・懸念先)



14

外国ユーチャーリスト(27.4.15改訂)

経済産業省が、大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。

このリストに掲載されている企業等に輸出等を行う場合には、それが大量破壊兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となります。

注1) 外国ユーチャーリストは不定期に改訂されますが、最新版を下記URLから入手するようにしてください。

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/export/>

注2) 東北大大学と大学間・部局間協定を締結している大学も一部掲載されています。

各国・地域別の掲載
企業・組織数
(2015年4月15日版)

国名	掲載数
アフガニスタン	3
アラブ首長国連邦	6
イスラエル	2
イラン	295
インド	4
北朝鮮	121
シリア	15
台湾	3
中国	43
パキスタン	33
香港	2
合計	527

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	• The Base • Al Qaeda • Islamic Salvation Foundation • The Group for the Preservation of the Holy Sites • The Islamic Army for the Liberation of Holy Places	化学 C
269	イラン Islamic Republic of Iran	Shiraz University		ミサイル、核 M,N
295	イラン Islamic Republic of Iran	University of Tehran	• Tehran University	生物、化学、 ミサイル、核 B,C,M,N
458	中国 People's Republic of China	Beijing University of Aeronautics and Astronautics (BUAA) (北京航空航天大学)	• Beihang University	ミサイル M
471	中国 People's Republic of China	Harbin Institute of Technology (HIT) (哈爾濱工業大學)		ミサイル M
488	中国 People's Republic of China	University of Electronic Science and Technology of China (UESTC) (※中国電子科技大学)		化学、ミサイル C, M
527	香港 Hong Kong	Leader (Hong Kong) International Trading Limited • Leader International Trading Limited		生物、化学、 ミサイル、 核 B,C,M,N

15

懸念40品目(大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強いもの)

品目	懸念される用途
1. リン酸トリプチル(TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	核兵器、ミサイル
4. マルエージング鋼	核兵器、ミサイル
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	核兵器、ミサイル
8. アイソスタチックプレス	核兵器、ミサイル
9. フィラメントワインディング装置	核兵器、ミサイル
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	核兵器
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	核兵器、ミサイル
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	核兵器、ミサイル
15. 大型の非破壊検査装置	核兵器、ミサイル
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	核兵器
18. 大型発電機	核兵器
19. 大型の真空ポンプ	核兵器
20. 耐放射線ロボット	核兵器

品目	懸念される用途
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉碎器	ミサイル
24. カールフライシャー方式の水分測定装置	ミサイル
25. プリプレグ製造装置	ミサイル
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジヤイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	ミサイル
29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	ミサイル
30. クレーン車	ミサイル
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離器	生物兵器
33. 凍結乾燥機	生物兵器
34. 耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	ミサイル、化学兵器
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	ミサイル、化学兵器
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	ミサイル、化学兵器
38. 耐食性の充てん用の機械	ミサイル、化学兵器
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	ミサイル、生物・化学兵器

1. これらの物の輸出又は技術の提供を行う際には、輸入先等において大量破壊兵器の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要です。

2. 外国ユーチャーリスト掲載企業に対し、これらの物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用ください。

※経済産業省「安全保障貿易管理について」(平成24年10月)より

16

外為法違反に対する罰則

罰則の適用対象：教員個人、法人

刑事罰

最大
・10年以下の懲役
・1000万円以下の罰金
(ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が1000万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下。)

行政制裁

・3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

その他

・経済産業省からの警告
・事情聴取・立入調査
(その他、過去5年間の外為法違反案件を全学的に調査するよう求められます。)

- ・経済的損失
- ・研究指導の中止
- ・MTA契約等の撤回
- ・社会的制裁
- ・大学のイメージの悪化
- ・信用の失墜…

17

2.本学の安全保障 輸出管理体制

18

大学の置かれた環境

国際共同研究

“世界展開力強化事業”



留学生受入れ

“留学生30万人計画”



产学連携活動の活発化

“法人化”



研究助成



大規模ネット配信



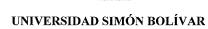
学術交流 共著論文の執筆



海外支援事業 (JICA・NEDO等)

教育プログラムの国際化 研究室誘致

海外派遣



留学支援

大学における輸出管理の必要性

◆ 輸出管理は法令上の義務

2010年4月、輸出者等遵守基準が施行。輸出者(大学・研究所等を含む)にとって体制整備は待ったなしに

◆ 研究資金確保の上でも輸出管理の実施が前提に 文科省からの国際産学連携研究資金交付要件

**輸出管理は、先生方が安心してグローバルな
研究活動を行えるよう支援するためのもの**

◆ 本学の輸出管理基本方針(輸出管理規程第4条)

法令を遵守し、国際的な平和及び安全の維持を妨げる
おそれのある取引は行わない

◆ 本学の輸出管理目的(同第1条)

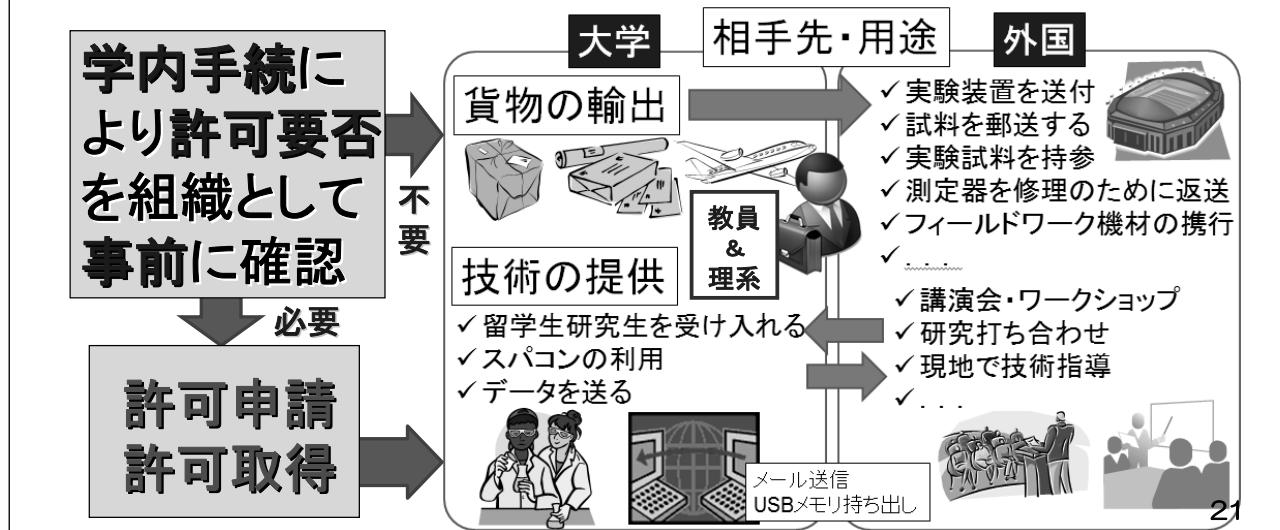
学術研究の健全な発展等に寄与する

19

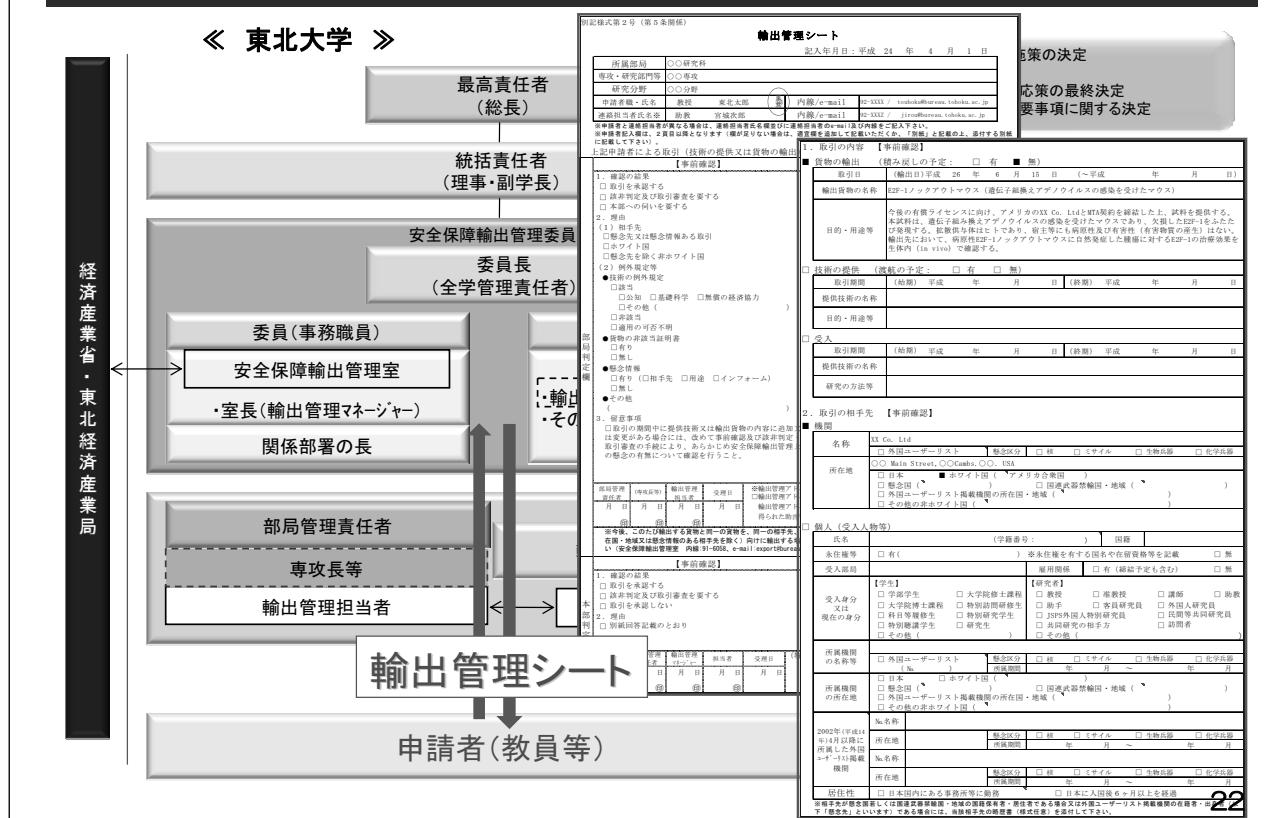
20

東北大学における輸出管理

居住性の判定や例外規定の適用誤り等による法令違反を防止するために、教員個人任せではなく、東北大学として組織的に確認を行う。



東北大学の輸出管理体制



貨物の輸出



- ・試料を外国の研究者・研究機関に送付・提供
- ・研究機材・試料、測定機器を実験や観測のために
　　外国に持ち出す場合

技術の提供

- ・留学生・外国人研究者を東北大学に受け入れ、
　　研究に従事してもらう場合
- ・外国の企業・研究機関と共同研究を行う場合
- ・海外国際公募に申請する場合
- ・海外で講演や研究指導・技術指導を行う場合

→原則として、「輸出管理シート」の事前提出が必要

- ・留学生・外国人研究者が東北大学から離れる場合
 - ・留学生・外国人研究者が試料や研究機材を持ち帰る場合
- 「終了前確認シート」の提出

23

ヒヤリ・ハット事例【貨物の輸出】

【概要】インドネシアで火山噴火に伴う山体膨張及び収縮運動を観察するために観測用機材の発送を業者に依頼した。現地での観測は自ら行い、観測終了後、機材はすべて日本に持ち帰る予定であったため、輸出管理シートを提出しなかった。

⇒業者から機材が規制に該当しないことの証明書類の提出を求められたため、メーカーに確認したところ、「傾斜計」が原子力関連の測定器として規制に該当することが判明。
⇒急ぎ輸出管理シートにより学内手続を実施した後、経産省に許可申請を行い、何とか予定までに許可を取得することができた。

問題点

教員の意識	<ul style="list-style-type: none">・自ら使用し、持ち帰る場合は問題にならないという誤解・市販の汎用機器が規制に該当することはないだろうという誤解 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none">・使用目的、対価の有無、持ち帰るか否か等に関わらず、海外に持ち出す場合はすべて輸出管理手続が必要・汎用の機器や試料であっても、規制に該当する可能性がある(該当品の輸出には原則、経産大臣の許可が必要)
-------	--

24

ヒヤリ・ハット事例【受入れ】

【概要】フィリピン国籍の外国人を国費留学生（大使館推薦）として受け入れてほしいと打診があったため、受入内諾書を提出した。研究テーマは、災害支援用ロボットの開発を予定。実際の受入れは次年度になるため輸出管理シートを提出しなかった。

⇒受入内諾書提出後に外務省から査証発行に関して大学としての輸出管理の状況等について照会があり、手続未実施が発覚。

問題点

手續の着手時期	受入決定後に手續すればよいという誤解 ↓ 申請、内諾、打診の時点で輸出管理手続の開始が必要
教員の意識	災害支援を目的としたもので軍事研究ではないから、問題になるはずがないという意識 ↓ 学術研究・基礎研究でも輸出管理手続は必要

25

外務省からの照会 ※総合外交政策局 軍縮不拡散・科学部 不拡散・科学原子力課

特徴1：受入身分を問わない

国費留学生については文科省の選考審査前に、訪問者や国際インターンシップ留学生等については査証発給審査に際して照会がくることがあります。
※事務を経由せず、教員に直接照会がいく場合もあります。

特徴2：国籍を問わない

- 照会の対象となる外国人は、懸念国・国連武器禁輸国の国籍を有する方や外国UL掲載機関の在籍者・出身者に限りません。
- 輸出管理上、特に注意を要する分野（量子、航空宇宙、構造材料、半導体、毒素、ウイルス等）の研究を行っている教員が受け入れる外国人については、その懸念性の度合いにかかわらず照会の対象となり得ます。

タイやブラジル等、懸念先以外の方も照会対象となったことがあります！

特徴3：懸念される2つのケース

- （ケース1）相手先が行ってきた研究内容や経歴等に関する懸念が示される場合
- （ケース2）受入教員の研究内容に関する懸念が示される場合

特徴4：回答のポイント

- 学内の輸出管理手続が完了していること
(学内審査が完了していることを証する「輸出管理シート」の写しの提出が必要)
- 受入教員が提供する技術の内容に関する詳細の説明
(研究の具体的な内容、どのような分野に応用され得るか、転用可能性等)

特徴5：回答期限が短い

照会日から概ね1週間程度

事前に手続を行っていないと間に合いません！
受入内諾時には必ず手続を行ってください！！

26

②輸出管理シートを作成し、所属部局の事務に提出する

例記様式第2号（第5条関係）		必ず事前に！																			
輸出管理シート																					
記入年月日：平成27年8月21日																					
所属部局 <input type="checkbox"/> 研究科 <input type="checkbox"/> 専攻・研究部門等 <input type="checkbox"/> 研究分野 申請者職・氏名 <input type="checkbox"/> 教授 東北太郎 () 内線/e-mail 92-XXXX / toshoku@bureau.tohoku.ac.jp <input type="checkbox"/> 助教 宮城次郎 () 内線/e-mail 92-XXXX / iroquois@bureau.tohoku.ac.jp <small>*申請者と連絡担当者が異なる場合は、連絡担当者の名前及び連絡担当者の名前を記入下さい。 ※連絡者記入欄は、貢献以降となります（贈が足りない場合は、連絡欄を追加して記載いただくか、「別紙」と記載の上、添付する別紙に記載して下さい）。</small>		取引の内容【事前確認】 <input type="checkbox"/> 貨物の輸出 (積み出し予定： <input type="checkbox"/> 右 <input checked="" type="checkbox"/> 左) 年月日 (平成26年11月20日) 年月日 (平成年月日) 輸出貨物の名称 GaAsウエハ 目的・用途等 <small>平成26年6月から7月にかけてオクラホマ大学のXX教授を客員教授として招請した際、同教授は自ら作製した一寸のウエハ状半導体を持参された。このたび輸出する試料は、上記ウエハ状半導体を当研究室において分子線結晶成長法によりヘテロ構造体に加工し成長を始めたものであり、Ⅲ-V属磁性半導体の中性子散乱による基礎物性の評価を行うために使用するものである。</small>																			
技術の提供 (渡航の予定： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		取引(共同研究、試料提供等)に至った経緯や理由、試料や技術の用途(どのような研究に使うのか)、研究の目的を記載																			
受入 取引期間 (始期) 平成 年 月 日 (終期) 平成 年 月 日 提供技術の名称 研究の方法等		試料の送付先や機器の使用場所の住所・所在地を記載！																			
2. 取引の相手先【事前確認】 機関 名称 The University of Oklahoma <small>□ 外国ユーザーリスト □ 懸念区分 □ 核 □ ミサイル □ 生物兵器 □ 化学兵器</small> 所在地 660 Parrington Oval, Norman, OK 73019-0390 <small>□ 日本 □ ホワイット国 () アメリカ合衆国 () □ 運送武器禁輸国・地域 () □ 懸念国 () □ 運送武器禁輸国・地域 () □ 外国ユーザーリスト掲載機関の所在国・地域 () □ その他の非ホワイット国 ()</small>																					
3. 個人(受入人物等) 氏名 (学籍番号：) 国籍 () 永住権等 □ 有() ※永住権を有する国名や在留資格等を記載 □ 無() 受入部局 受人身分又は現在の身分 [学生] □ 学部生 □ 大学院生 □ 科目等履修者 □ 特別見習生 □ その他() <small>□ 取引を承認する □ 条件付きで取引を承認する □ 経済産業省への許可申請 □ 取引を承認しない</small> 所轄機関の名称等 □ 外国ユーザーリスト □ 懸念区分 □ 核 □ ミサイル □ 生物兵器 □ 化学兵器 <small>□ その他の ()</small>																					
4. 貨物の輸出 1. 該非判定書の有無 該非判定書… <small>※該非判定書に記載する場合は、該非判定書を提出して下さい。 ※相手先がホワイット国で、記入11該当する場合は、以下記入・提出不要です。</small>																					
論文等は、雑誌名、巻、ページ、年など、 「公知」であることが確認、検索できるように記載																					
5. 技術の提供又は受入 1. 例外規定適用の有無【事前確認】 <small>□ 公開技術を提供する取引 <input type="checkbox"/> 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により技術を提供する取引 <input type="checkbox"/> 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手する場合 <input type="checkbox"/> 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴取する場合 <input type="checkbox"/> ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引</small> <small>(具体的な略称等) :</small> 2. 基礎科学の研究活動 (自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特に技術を提供する取引 <small>(理由) :</small> <small>□ 日本国政府が外国政府に対して行う賠償又は無償の経費を提供する取引 <input type="checkbox"/> (協定の名称等) : <input type="checkbox"/> その他の安全保険輸出管理マニュアルに記載の技術の例外規定 <small>(具体的な略称等) :</small> <small>※該非取引が記入1のいずれにも該当しない場合は、記入3.2において該非認証を行って下さい。</small> </small>																					
化合物、合金材料、試料などは、略称、通称ではなく、IUPAC名(CAS番号)、成分(原 料)、組成(wt%)、形状、サイズ等を記載																					
6. 調査票に記載の技術を提供する場合【提出時の代表者名】 <table border="1"> <tr> <td>調査票No.</td> <td>□ 該当</td> <td>□ 非該当</td> <td>調査票No.</td> <td>□ 該当</td> <td>□ 非該当</td> </tr> <tr> <td>調査票No.</td> <td>□ 該当</td> <td>□ 非該当</td> <td>調査票No.</td> <td>□ 該当</td> <td>□ 非該当</td> </tr> </table> 7. 調査票に記載した技術を提供する場合又は相手先が該非先若しくは懸念情報のある相手先である場合 <table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>提供技術に関する貨物・プログラム</td> <td>提供技術</td> </tr> <tr> <td>① 名称</td> <td>名称:</td> <td></td> </tr> </table>				調査票No.	□ 該当	□ 非該当	調査票No.	□ 該当	□ 非該当	調査票No.	□ 該当	□ 非該当	調査票No.	□ 該当	□ 非該当	No.	提供技術に関する貨物・プログラム	提供技術	① 名称	名称:	
調査票No.	□ 該当	□ 非該当	調査票No.	□ 該当	□ 非該当																
調査票No.	□ 該当	□ 非該当	調査票No.	□ 該当	□ 非該当																
No.	提供技術に関する貨物・プログラム	提供技術																			
① 名称	名称:																				
単価・数量は、少額特例の判断に必須！ …無償で提供する場合も「0円」ではなく、原材料費等をもとに評価額を算定し記載！																					
<table border="1"> <tr> <td>理由</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td>② 名称</td> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>仕様</td> <td>仕様</td> </tr> <tr> <td>□ 該当</td> <td>□ 非該当</td> </tr> <tr> <td>項番</td> <td>項番</td> </tr> <tr> <td>省令</td> <td>省令</td> </tr> <tr> <td>該非</td> <td>該非</td> </tr> </table>				理由	理由	② 名称	名称	仕様	仕様	□ 該当	□ 非該当	項番	項番	省令	省令	該非	該非				
理由	理由																				
② 名称	名称																				
仕様	仕様																				
□ 該当	□ 非該当																				
項番	項番																				
省令	省令																				
該非	該非																				
8. 製造・理由等又は記載した該非を削除することに難済する場合は、安全保険輸出管理法により追加で説明資料等の提出を求めることがありますので、その際にご協力をお願いいたします。																					
9. 例記規定適用の有無【取引審査】 <small>※不明な場合は、安全保険輸出管理室にお問い合わせ下さい。</small>																					
10. 少額特例 (輸出令第4条第1項第4号に定める一定範囲の貨物の中で、貨物の種類ごとに定められた一定額以下でのものを輸出する取引) <small>(総額額: ¥ 50,000~ □ 告示貨物: 15種貨物 (5万円以下) ■ 左記以外 (100万円以下))</small>																					
11. 無償特例 (輸出令第4条第1項第2号よりに定める無償で輸入無償で返送する貨物及び後日無償で輸出する手配で輸出する貨物のうち、無償告示で定めらるるもの) 																					
12. その他の安全保険輸出管理マニュアルに記載の貨物の例外規定 <small>(具体的な条件等) :</small>																					
<small>※該非判定書に記載する場合は、リスト規制該当物であっても経済産業大臣の許可の取得が不要になります。各一般包装輸出許可(ホワイット輸出許可)の適用により、経済産業大臣の許可の取得が不要になりますので、通常の場合は安全保険輸出管理室よりご連絡します。</small>																					
<small>※相手先がホワイット国の場合には、以下記入・提出不要です。</small>																					

5 相手先の確認【事前確認】【取引審査】※相手先が非ホワイト国の場合															
<p>1 相手先についての懸念の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 相手先チェックリスト(別紙1)に記載の懸念情報がある。 (該当する相手先チェックリストNo.)</p> <p><input type="checkbox"/> 相手先チェックリスト(別紙1)に記載の懸念情報はない。</p>															
<p>2 おそれないことがある「明らか」か</p> <p><input type="checkbox"/> 明らかガイドラインチェックリスト(別紙2)に記載の懸念情報がある。 (該当する明らかなガイドラインチェックリスト技術No. /貨物No.)</p> <p><input type="checkbox"/> 明らかガイドラインチェックリスト(別紙2)に記載の懸念情報はない。</p>															
6 用途の確認【事前確認】【取引審査】※相手先が非ホワイト国の場合															
<p>1 用途についての懸念の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 用途チェックリスト(別紙3)に記載の懸念情報がある。 (該当する用途チェックリストNo.)</p> <p><input type="checkbox"/> 用途チェックリスト(別紙3)に記載の懸念情報はない。</p>															
<p>※相手先が懸念先を除く非ホワイト国であって、記5.又は記6.で懸念情報もない場合は、以下記入・提出不要です。</p>															
7 懸念区分との関連性等の確認【取引審査】※相手先が懸念先又は懸念情報がある場合															
<p>1 懸念40品目と懸念区分との関連性</p> <p><input type="checkbox"/> 輸出貨物又は提供技術は、懸念40品目(別紙4)に該当する。</p> <table border="1"> <tr> <td>該当No.</td> <td></td> <td>懸念用途</td> <td><input type="checkbox"/> 核</td> <td><input type="checkbox"/> ミサイル</td> <td><input type="checkbox"/> 生物兵器</td> <td><input type="checkbox"/> 化学兵器</td> </tr> <tr> <td colspan="2">懸念区分との関連性</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無 (理由:)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 輸出貨物又は提供技術は、懸念40品目(別紙4)に該当しない。</p>		該当No.		懸念用途	<input type="checkbox"/> 核	<input type="checkbox"/> ミサイル	<input type="checkbox"/> 生物兵器	<input type="checkbox"/> 化学兵器	懸念区分との関連性		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 (理由:)			
該当No.		懸念用途	<input type="checkbox"/> 核	<input type="checkbox"/> ミサイル	<input type="checkbox"/> 生物兵器	<input type="checkbox"/> 化学兵器									
懸念区分との関連性		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 (理由:)												
2 研究目的・目標															
<p>3 研究方法</p> <p>研究対象</p>															
<p>4 大量破壊兵器等</p>															
<p>5 懸念区分との関連性 ※その理由も明記下さい。</p>															

懸念性の度合いに応じ (記載範囲) や審査主 委員会、統括責任者) 慎重に審査を実施して

相手先が非ホワイト国の
場合に記載
“キャッチオール規制”

相手先が懸念先(懸念国、国連武器禁輸国、外国ユーザー・リスト、軍事・国防関連機関)の場合のみ記載

懸念性の度合いに応じ、審査項目（記載範囲）や審査主体（部局、本部、委員会、統括責任者）を段階的に増やし、慎重に審査を実施しています！

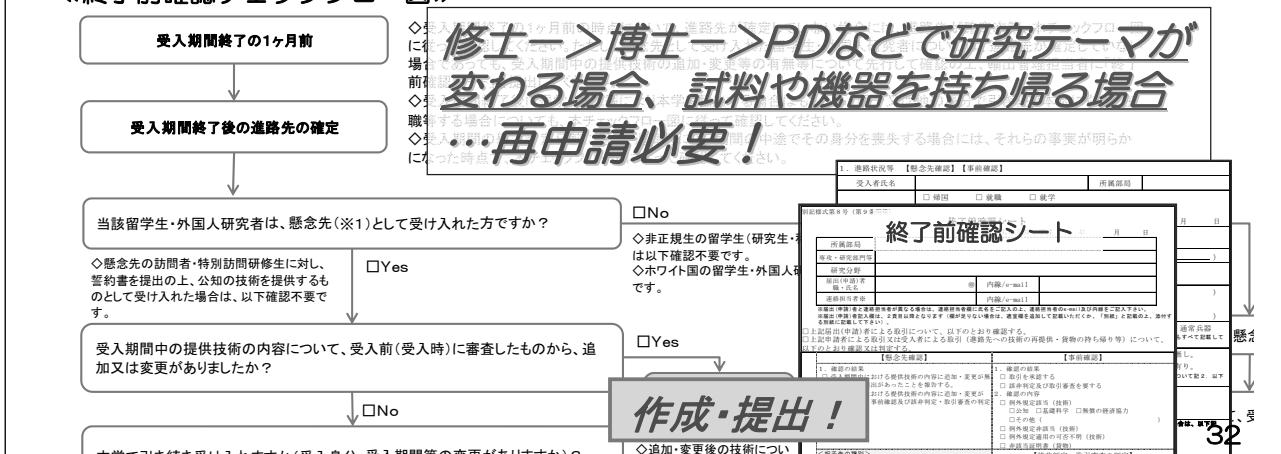
31

終了前確認

留学生等の受入期間の終了が迫ったら…
終了前確認チェックフロー図により以下の確認を実施！

- 受入時に承認を得た範囲内で研究指導を行ったか？
 - 留学生等の進路先が外国ユーザーリスト掲載機関等の懸念先ではないか？
 - 研究室の試料や機器を持ち帰らないか？等

《終了前確認チェックフロー図》



標準的処理日数

▶ 学内手続

- ・懸念先以外からの受入れ・技術提供…1週間
- ・スーパーコンピュータの利用…1週間
- ・懸念先以外への貨物の輸出…1週間～2週間
- ・懸念先からの受入れ・技術提供・輸出…1ヶ月半

※学内手続の結果、経済産業省への申請が必要と判定された場合には、以下の経済産業省への申請手続に係る処理期間が加算されます。

▶ 経済産業省への申請手続

- ・東北経済産業局の場合…10日～2週間
- ・経済産業省（本省）の場合…1ヶ月半

※申請先（局or本省）は、相手先の種別と該当する項番等により指定されます。

平成26年度 学内総手続件数 996件

貨物の輸出 389件、役務提供 607件

✓本部確認案件 412件

(ホワイト包括許可案件6件含む)

✓事前審査・委員会審査案件 24件

✓許可申請案件 2件

33

さいごに

件名：入学許可等請求事件

番号：平成23年(ワ)第2055号

正名：東京地方裁判所

日付：平成23年12月19日

事項：難民認定を受けていたイラン人による問題を理由に在留基準上の

に基づいてされた国立大学の研究費支給の拒否

国籍を理由として不合理な差別をしたもので憲法14条1項及び教育基本法4条1

項に違反し無効であるとして、入学不許可決定の無効確認請求が認められた事例

被告の入学を理由とする難民認定の拒否が東北大学に及ぼす影響

難民認定の拒否

</

委員長退任にあたってのご挨拶

大学で研究・教育活動を行う場面において、ほんの数年前までは「安全保障貿易（輸出）管理」という制度や言葉、まして大学での必要性については、ほぼ誰も認識していなかったと思います。その状況は現在大きく変わり、積極的な留学生の受け入れや国際的共同研究・産学連携などの大学グローバル化に伴った意図しない技術流出への懸念、先端的な研究・開発成果の社会実装化がより求められることでデュアルユース（軍事技術、民生技術の両義性）問題の顕在化が重要課題となっていました。このような「安全保障」の観点からも大学を取り巻く国内外の社会環境は大きく変化し、これに対応するように本学を含めて国内の大学・研究機関は、民間企業と同様の適切な安全保障貿易管理が求められています。

平成 21 年度から本学での「安全保障輸出管理」はスタートしましたが、その取り組みは、国内他大学に比べて最も先進的に実務運用されていると監督官庁を含めて国内外の関係者から評価されています。これは、本制度の設計、構築にあたられた初代委員長をはじめとする委員会組織と実務運用を行う事務組織が協働して、大学組織の中で真に実効性のある枠組みを作ることに尽力され、また継続的に改善運用することで得られた結果です。過度に教育研究現場の負担にならず、不足なく適切に懸念事案に対処する「東北大学モデル」として認められています。今後とも、学内はもとより広く多方面からの意見・要望・情報を取り入れて、より効率的で実効性のある制度になることを追求してまいりたいと思います。本活動報告書にまとめられているように、本制度で取り扱う年間数百件に上る案件のほとんどすべては安全保障上全く問題の無い研究教育活動に関するもので、監督官庁に対する許可取得も含めて適切に対応、実施されています。しかし、ごく一部には、国際スパイ小説の中での話ではないかと思われるような非常に強い懸念性が認められる案件が大学内に存在することも事実です。大学における知的創造活動とその成果は、基本的には外部から制限されることなく広く人類共通の財産として良識をもって公開されることが原則であり理想です。しかし残念ながら現実の国際社会情勢の中では、研究者も日本が属する国際的枠組みの中で合意された規制に対応した活動が求められています。本学の体制・組織が、ごくまれな重大懸念事案にも適切に事前、事後対応できていることは評されてよいと思います。

平成 24 年 4 月より、前任の橋爪秀利委員長の後を受けて本管理制度の委員会委員長を務めてまいりました。在任中は、制度理念の本質を見誤らないように、また管理主義にならないよう努めてきたつもりではありますが、学内、特に研究現場の声を制度改善に生かし切れなかった反省もあります。本委員長職には任期は付されていませんが 3 年を区切りとして退任し、平成 27 年 4 月より工学研究科の吉見享祐教授に委員長職をバトンタッチいたしました。異なる視点からの取り組みによって制度が更にブラッシュアップされることを期待しています。

このような管理的な制度を円滑に実施するにあたっては、安全保障輸出管理室と各部局事務担当者の皆さん日々の奮闘無しには本報告書にまとめられている多大な活動は不可能でした。各所から苦言を呈されることはあれ、褒められることの少ない本業務を遂行していただいたすべての関係者の皆さんに心からの感謝を表して、退任の挨拶とさせていただきます。

前安全保障輸出全学管理責任者兼安全保障輸出管理委員会委員長
国立大学法人東北大学金属材料研究所 教授 佐々木 孝彦

委員長就任のご挨拶

平成27年4月より、安全保障輸出全学管理責任者兼安全保障輸出管理委員会委員長を拝命しその任にあたっております、工学研究科の吉見でございます。前任の佐々木孝彦委員長の下では安全保障輸出管理委員会副委員長として本学の輸出管理に携わってまいりましたが、委員長の職に就き、改めてその職責の重さを痛切に感じております。

平成21年から東北大学の安全保障輸出管理が本格的に制度化され運用を開始して以来、早く7年が経過いたしました。この間も、世界の情勢は極東アジアも含めて時々刻々と変化し、融和と緊張が絶えず交差する不安定な状況が続いていると考えざるを得ません。本学では、研究はもとより教育の急速な国際化により輸出管理体制の迅速な確立が求められ、初代橋爪秀利委員長をはじめ学内の教職員が一丸となって体制作りと制度運用に努めました。それは、佐々木前委員長に引き継がれ現在に至っている訳ですが、これまでの安全保障輸出管理委員会の地道な取り組みによって、本学の教職員の意識と理解は大きく前進したことは間違ひありません。輸出手続きに対する「濃淡管理」は、手続きの簡素化を整える一方で機微度の高い貨物や技術情報の輸出とは何であるかを明確化し、教員一人一人が、自らが保有する機器、技術、情報について、輸出管理の立場から考える良い機会を作り出したものと考えています。

平成27年度を振り返り、東北大学の安全保障輸出管理も新たなフェーズを迎つつあると認識しています。学内では部局間の温度差は依然残りつつも、教員の輸出管理に対する意識と理解、事務機構の輸出管理手続きの定着、また部局内での該非判定プロセスの確立等が進んだ結果、率先して輸出手手続きを行い、外為法を遵守ながら積極的に国際協調に打って出る気運が高まっているように感じています。かつては、輸出管理手続きに対するご理解を得るのに、担当各位がたいへんご苦労をされたと伺っておりますが、昨今は、本学においてそのような事例は全くと言ってよいほど無くなりました。学内に蓄積された輸出管理技術はより高度なものとなり、教職員間の深い信頼関係の下、本学の「研究第一主義」と「門戸開放」の理念を一層高め補完する役割を果たしつつあります。しかしそういった状況であるからこそ、誤認、誤解による誤った判断、あるいは誤った制度の運用が無いよう、東北大学関係者一人一人が注意を払わなければなりません。

平成28年度に向けて、東北大学の研究と教育の国際化はより一層加速の度合いを高める中、安全保障輸出管理委員会と安全保障輸出管理室が担う役割は重要度を増しています。本学の自由な研究教育活動を守るために、私共は全学をあげてこの課題に取り組んでいく所存でございます。皆様方のご理解とご協力を、引き続きお願い申し上げます。

安全保障輸出全学管理責任者兼安全保障輸出管理委員会委員長
国立大学法人東北大学大学院工学研究科 教授 吉見 享祐

